岐阜市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況報告書

（平成27年度事務の点検及び評価）

平成28年9月

岐阜市教育委員会

目次

１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1～P3

２　平成26年度事務に関する学識経験者の意見への対応状況・・・・P4～P9

３　平成27年度事務の点検及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・P10～P54

（１）基本的方向性1
グローバル社会で活躍できる人材の基礎的能力の育成　(P10～P24)

（２）基本的方向性2
学びや育ちのセーフティネットの構築　(P25～P34)

（３）基本的方向性3
地域コミュニティのもつ教育力の積極的活用　(P35～P39)

（４）基本的方向性4
「岐阜に生まれて、育って、住んでよかった！」と
実感できる生涯学習・スポーツの振興　(P40～P54)

1 はじめに

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下この報告書において「地教行法」と表記します。）第26条の規定に基づき、平成27年度の岐阜市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、岐阜市教育委員会が実施した点検及び評価の結果を記したものです。

(1)目的

この点検及び評価は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たす趣旨から行うこととされており、点検及び評価の結果に関する報告書は、議会に提出し、公表すること、また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることと規定されています。

今回の点検及び評価に当たっては、岐阜市教育委員会事務点検評価委員会委員（以下この報告書において「事務点検評価委員」と表記します。）である、岐阜聖徳学園大学教育学部・龍崎 忠 准教授、朝日大学教職課程センター・服部 哲明 教授、岐阜大学教職大学院・田村 知子 准教授の3名から意見をいただきました。

(2)岐阜市教育振興基本計画・岐阜市教育大綱との関係

岐阜市教育委員会は、平成24年度末に策定した、平成25年度から29年度までの5年を期間とする「岐阜市教育振興基本計画」に基づき、様々な事務事業を実施しています。今回の点検及び評価を、この計画の体系に沿って実施することにより、PDCAサイクルを意識して、計画及び関連する事務事業を検証していきます。

また、地教行法第1条の3第1項の規定に基づいて、岐阜市長が平成27年度に策定しました「岐阜市教育大綱」につきましては、本市の教育に関する施策の目標や根本となるべき方針として位置づけられています。

(図表1-1)「岐阜市教育振興基本計画」「岐阜市教育大綱」と「点検及び評価」の関係

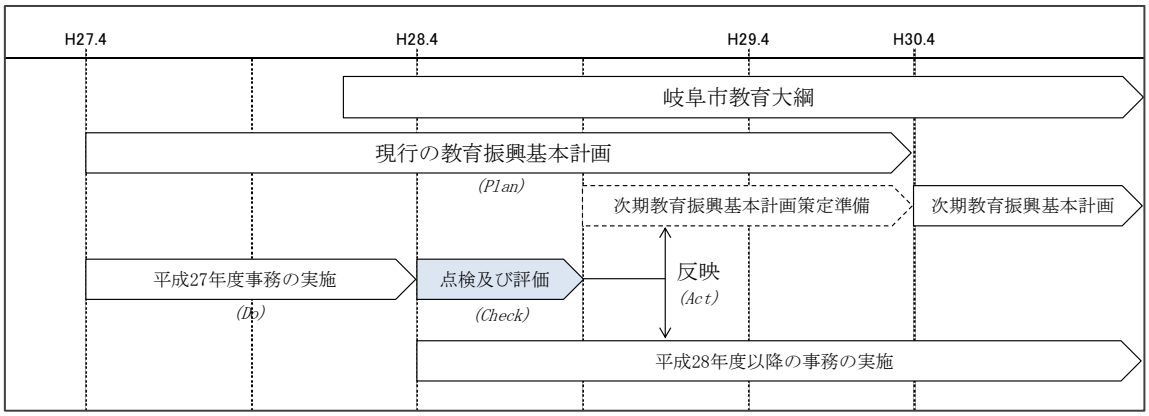

(図表1-2)岐阜市教育振興基本計画の体系

岐阜市教育振興基本計画(平成25年度～29年度)		
基本的方向性1		**グローバル社会で活躍できる人材の基礎的能力の育成**
	基本施策1	確かな学びの力を身に付けるための教育の推進
	基本施策2	才能を見出し個を伸ばす教育の推進
	基本施策3	子どもの豊かな心、健やかな体の育成
	基本施策4	青少年が自ら「志」を育むための支援
	基本施策5	一人ひとりのよさと可能性を伸ばす幼児教育の推進
	基本施策6	子どもの「生きる力」を育成する教職員の資質向上への取り組み
	基本施策7	安全・安心な教育環境の整備
基本的方向性2		**学びや育ちのセーフティネットの構築**
	基本施策1	子どもが将来遭遇するであろう危機や危険に対処する力を培う教育の推進
	基本施策2	障がいのある子ども一人ひとりの自立と社会参加を支援する教育の推進
	基本施策3	経済的な困難を有する子どもへの就学支援
	基本施策4	不登校やいじめなど学習や生活に困難を有する青少年への支援
	基本施策5	放課後に子どもが安全で健やかに活動できる居場所の確保
基本的方向性3		**地域コミュニティのもつ教育力の積極的活用**
	基本施策1	家庭・学校・地域を結ぶ「絆」の力による家庭教育の支援
	基本施策2	子どもの豊かな育ちを創造し、地域の絆をつなぐ学校づくり
	基本施策3	青少年の意欲向上と心・体相伴う自立の促進
基本的方向性4		**「岐阜に生まれて、育って、住んでよかった！」と実感できる生涯学習・スポーツの振興**
	基本施策1	質の高い文化、本物に触れる機会の提供
	基本施策2	郷土に誇りと愛着を持つための伝統・文化の継承と活用
	基本施策3	健康で豊かな生活を営むためのスポーツの振興

(3)点検及び評価の対象

点検及び評価の対象は、平成27年度の事務となります。具体的には、地教行法第21条で「教育委員会の職務権限」として規定されている事務となりますが、岐阜市教育振興基本計画の内容や、点検及び評価の実施体制等を勘案し、教育委員会が行っている主な事務を選定することとしています。

(4)重点事務の選定

市政運営上の基本方針(重点政策の基本方針等)を参考としつつ、教育委員会において重点的に取組むこととした事務については、注力して点検及び評価を行うものとして、重点事務としています(事務名の前に 重点事務 と記載。)。

重点事務については、特にその見直しや改善に資する見地から、未来を見据えた中長期的な目標として、「目指す姿」を設定し、その方向性を認識しながら、点検及び評価を踏まえ、事務の継

続的な改善を図っていきます。

（図表1-3）「点検及び評価の対象」と「重点事務」

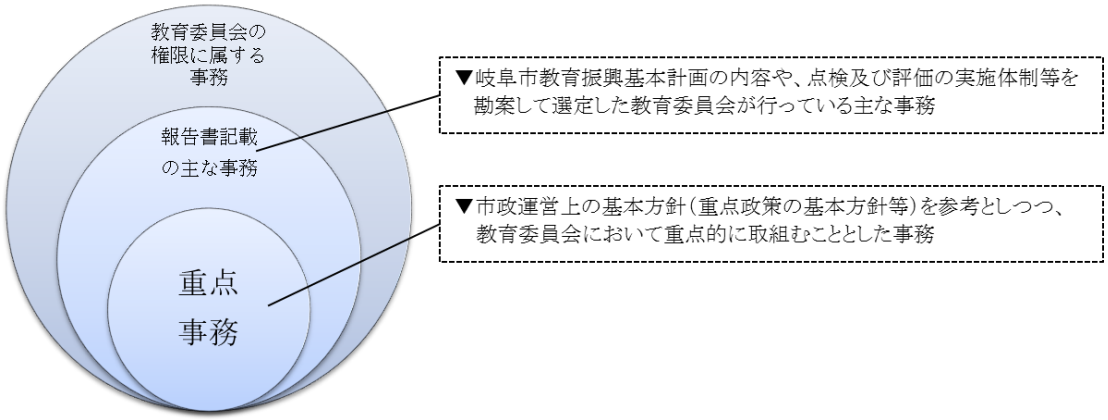

2 平成26年度事務に関する学識経験者の意見への対応状況

昨年度実施しました、「平成26年度事務の点検及び評価」に当たって、3名の事務点検評価委員から言及のあった項目における平成27年度の対応状況を以下に示します（岐阜市教育振興基本計画の体系順）。

【凡例】 ○：事務点検評価委員の意見（要旨） ⇒：平成27年度の対応状況

＜基本的方向性1（基本施策1）＞

学力向上ぎふプラン・習熟度別少人数学習

○学力向上ぎふプランの成果や、習熟度別の家庭学習時間の調査・分析ができるとよい。

○成績上位層のさらなる学力向上策も必要。

○学習意欲を高めるためには、子どもたちに志を持たせることが必要。

⇒全国学力・学習状況調査の結果から学力の状況を把握するとともに、児童生徒質問紙、学校質問紙から児童生徒の実態を把握して分析を進めています。

⇒みんなの学習クラブ（iプリント）には、発展問題も多くあり、上位層の子どもたちが更に力を付けることができるよう活用の周知を図っています。

⇒キャリア教育を通して、夢や志を持つことができるような実践例を周知しています。

ICT教育

○平成26年度からタブレットパソコンを導入した学校で、子どもたちや教員にアンケートを実施し、その結果を活かせるとよい。

○ICT機器等を活用し、他国の文化、言語に触れることのできる授業もよい。

⇒タブレットパソコンを活用した授業についてのアンケートでは、小中学生ともに90％以上が「楽しい・これからも続けたい」と回答し、また、教員からは、「タブレットパソコンは一つのツールである」との回答があり、それらを踏まえ、実践・検証を重ねているところです。

⇒ALT（外国語指導助手）が母国の動画や画像を紹介しながら授業を展開するなど、ICTを活用し、他国の文化に触れる機会を創出しています。

幼保小連携・小中一貫教育

○小学校に入学したばかりの子どもは45分間の授業に集中することは難しく、授業時間を弾力的に変更することを考えてもよい。

○小中一貫教育については、各々の学校の特徴に合わせて、小中一貫の良さを活かせるよう進めてほしい。

⇒平成27年度に、全ての小学校において、幼稚園との接続がスムーズにいくように、小学校1年生のカリキュラムを編成し、実行しています。

⇒小中一貫教育について、小中一貫教育推進事業担当者会を年3回実施するとともに、各学校の実態に合わせた連携や、中学校区ごとの取組みを冊子にまとめ、活用しています。

＜基本的方向性1（基本施策2）＞

小中英語教育

○子どもたちが英語を身に付けていくためには、英語を話す・使う必然性のある環境が必要。特定のテーマについて、外国人と話し合うようなプログラムがあるとよい。

⇒平成27年度から始めた「イングリッシュ・キャンプ in GIFU」では、ALTとともに、英語で様々な活動を行うことで、英語を話す必然性のある環境を創出しています。

⇒小中学校に配置しているALT、EF（英語指導協力員）との関わりを通して、外国人とふれあい、ともにその国の問題について考えることなどを授業で行っています。

STEM教育

○STEM教員の指導を研究することは、若い教員の指導力向上につながる。

○理科の実験では、器具が1人1台あった方がよい。学校間での貸し借りや、科学館からの貸し出しができるとよい。

⇒STEM教員の専門的な指導に触れることで、理科が専門ではない教員の指導力向上につながっています。

⇒STEM教員は、原則、中学校区単位で配置しているため、その校区内の小学校同士での器具の貸し借りがしやすくなっています。また、必要に応じて科学館の器具を使うこともできるようにしています。

土曜日等の教育活動

○才能開花教育は、とても面白い取組み。学校では体験できない高度な内容に触れる機会があることは、子どもたちの成長にとっても必要なこと。保護者も参加できる機会があるとよい。

⇒才能開花教育は、生徒が自身の秘めた才能を見出すきっかけとなることをねらいとして実施しています。保護者については、一部の講座で参観を可能としました。

ゴールデンジュニアスポーツプラン

○高校の部活動につながる大切な取組み。岐阜市の生涯学習の一つとして、楽しみ、親しむことのできるスポーツクラブとして続けてほしい。

⇒取組みは継続していきますが、参加者の運動量の確保や安全性を考慮し、定員数の見直しを行う必要があると認識しています。

＜基本的方向性1（基本施策3）＞

スポーツ少年団

○団員数の逓減について、原因を調査・分析し、対策を考える必要がある。

⇒小学生を対象にアンケートを実施した結果、スポーツ少年団を知らない子どもが11.8%いることから、認知度向上を図る取組みを行っています。

食育・小児生活習慣病予防対策

○食育では、子どもたちに自己管理能力を身に付けさせることが重要であり、そのためには、保護者の協力が必要。子どもと保護者が一緒に料理を作る取組みなどがあるとよい。

⇒食の体験教室を引き続き実施することで、家庭、地域等と連携しながら子どもたちの食に関する自己管理能力の向上を図っています。また、和食給食推進事業を通して、家庭での食事のあり方を見つめつつ、食文化についての理解も深めていく取組みを進めています。

＜基本的方向性1（基本施策4）＞

「キャリアチャレンジ」職場体験学習

○市内にどのような企業があるのか、子どもたちに教える機会が必要。

○職場体験では、子ども自身が主体的に取組むことができるように工夫することが必要。

⇒学校で地域内の様々な企業を紹介したり、地域の方を招いて多様な職業についての話を聞いたりする取組みを行っています。職場体験では、生徒自身が企業へ連絡を取って進めるなど、主体的に取組んでいます。また、訪問記録を冊子にして後輩へと引き継ぐ取組みも行っています。

＜基本的方向性1（基本施策6）＞

授業・評価改善

○「指導と評価の計画」は、教員が授業を行う際の参考になるとともに、作成する際、その教科の担当教員の研修にもなるため、引き続き作成していただきたい。

⇒平成26年度に小学校で採択された教科書の内容で、必要な単元や題材の「指導と評価の計画」を修正・変更し、各学校に配布しています。今後も授業・評価改善委員会の取組みを通して、児童生徒の学力向上や教員の資質向上を図っていきます。

研修講座

○組合せ研修として教頭と新任教員がともに参加し、授業スキームを検証し合うこともよい取組みである。

⇒若手教員の増加に伴い、経年研修において校内メンター体制の確立を進めています。また、ベテラン教員と新任教員がチームを組んで教科授業等を互いに参観し合う取組みを継続して実施しています。

＜基本的方向性1（基本施策7）＞

校（園）庭芝生化モデル事業

○岐阜市に移り住みたいと思う人が増えるような環境整備を進めてほしい。

⇒平成27年度までに10校1園で校（園）庭の芝生化を実施し、砂の飛散の減少や、子どもたちのけがの減少など、効果が表れています。

＜基本的方向性2（基本施策1）＞

情報化社会への対応（サイバーパトロール）

○スマートフォンの普及により、インターネット上に簡単に投稿することができるので、しっかりとチェックし、問題のある内容は削除を依頼するなど適切に対処してほしい。チェックについては、子どもたちからも情報収集するとよい。

⇒学校裏サイトやSNSなどで、不適切な投稿や個人情報が流出していないかなどを確認し、発見した場合は学校を通じて改善したり、サイトの運営会社に削除の依頼をしたりしています。

＜基本的方向性2（基本施策2）＞

特別支援教育スーパーバイザー

○特別支援教育スーパーバイザーが、ハートフルサポーター等と連携し、指導力の向上を図っていくことが必要。

⇒特別支援教育スーパーバイザーが、ハートフルサポーター等に対し、その高い専門性を活かして、対象となる子どもへの支援方法をアドバイスしたり、関係者相互の連携を図るなど、よりよい支援を行うことができるように進めています。

ハートフルサポーター

○配置する際、ベテランのハートフルサポーターと若手の教員、あるいは、その逆の組合せを行うことで、ハートフルサポーターと教員の互いの資質向上を図ることができる。

⇒配置については、各学校の発達障がいのある児童生徒の状況を考慮しながら、ベテランと若手を組合せることも含め工夫しています。

＜基本的方向性2（基本施策4）＞

ほほえみ相談員

○不登校の児童生徒数が増加傾向にあるため、原因を分析し、ほほえみ相談員と連携しながら早期に対応できるよう進めてほしい。

⇒不登校の児童生徒の態様として、約半数が情緒的不安をあげているため、ほほえみ相談員が家庭訪問などを行い、不安解消を図っています。また、ほほえみ相談員は、年18回の研修会を通し、そこでの学びや気づきをその後の活動に活かしています。

いじめ防止

○いじめには必ずサインがあるので、教員は子どもたちの様子をよく観察し、サインを見逃がさないようにしてほしい。

⇒授業中だけでなく、朝の会の前、休み時間、放課後などでも、児童生徒を観察したり、「教育相談週間」では、児童生徒と個別に話をしたりする場を設けています。また、年に複数回、「いじめに関する調査」の実施や、「いじめ防止月間」を設定しています。

＜基本的方向性2（基本施策5）＞

放課後チャイルドコミュニティ

○高学年が低学年の面倒を見るなど、リーダーシップの育成も意識できるとよい。

⇒放課後児童クラブでは、参加する子どもたちの教室を振り分ける際、低学年と高学年の混成にすることで、高学年の子どもたちのリーダーシップを育む環境づくりに努めています。

＜基本的方向性3（基本施策1）＞

家庭教育学級

○開催時間の工夫や、インターネットなどで親同士のつながりをつくることも必要。

⇒開催時間の工夫について、全学級長に説明するとともに、インターネット等の情報ツールを活用した実施策や情報共有の仕組みづくりについて、他事例等を踏まえ、検討していきます。

＜基本的方向性3（基本施策2）＞

コミュニティ・スクール

○コミュニティ・スクールの導入について、その成果を意識しながら進めてほしい。

⇒成果について、各校からの提出資料に基づき検証していますが、多くの学校から、地域・保護者・学校が力を合わせて子どもを育むことができたという声が寄せられています。

＜基本的方向性3（基本施策3）＞

青少年会館

○講座のPRを積極的に進めてほしい。

⇒中央青少年会館が発行する小中学生向けの情報誌に講座情報を掲載し、市内全小中学生、関係諸機関に配布するなど、さまざまなツールを活用してPRを進めています。

＜基本的方向性4（基本施策1）＞

図書館

○子どもたちが新しい中央図書館に親しみや誇りを持てるよう、小中学校の活動で年に1回は必ず来館してもらえるとよい。

⇒中央図書館の学校連携室が小中学校の見学及び体験学習の窓口となって多くの学校を受け入れています。また、児童書においても、郷土情報に関する資料の充実を図っています。

科学館

○学校の授業と連動した展示や体験があると、科学館にも学校の授業にも興味を持ってくれると思う。

⇒土曜日等の教育活動に対応するメニューを準備するなど、学校との連携を意識して取組んでいます。また、より魅力ある科学館となるようリニューアルを進め、更なる利用促進を目指しています。

歴史博物館

○遠隔授業など、学校と連携した取組みが今後も必要。

⇒小中学校において、遠隔（ライブ）授業を行いました。生の声を聞きながら学習を深めていくことができるため、効果的な学習方法であると考えます。また、学校の授業と連動した企画展や、学習内容に合わせた出前授業なども実施しています。

＜基本的方向性4（基本施策2）＞

織田信長公居館跡発掘調査

○全国に情報発信する際、岐阜商業高等学校を活用した取組みも面白い。

⇒全国への情報発信について、まずは、市等が進める「信長公450プロジェクト」と連携してPRする方策を、引き続き検討していきます。

＜基本的方向性4（基本施策3）＞

スポーツイベント

○市外からの参加者も多いため、この機会に信長公や鵜飼などの観光にも結び付けられるとよい。

⇒市外からの参加者が多く集まる大会において、開会式など参加者が集う場面やテレビ中継などで、市の観光スポットを紹介し、PRしています。

3　平成27年度事務の点検及び評価

（1）基本的方向性1　グローバル社会で活躍できる人材の基礎的能力の育成

（基本施策1　確かな学びの力を身に付けるための教育の推進）

学力向上ぎふプラン・習熟度別少人数学習

[学力向上ぎふプラン]

学力向上ぎふプランの目的は、小中学校の児童生徒の算数・数学、国語の学力・学習状況の実態分析をもとに、指導法の改善について実践的な研究を進め、その成果を共有し、児童生徒の「学習習慣」「思考力」「表現力」「読解力」等を育てることです。

【具体的内容】

・学習支援ソフトの活用：学習習慣等の育成と基礎学力の定着のため、全小中学校に導入した学習支援ソフト（問題演習ソフト）を活用し、朝学習や、授業での個別の指導援助、放課後や家庭学習での活用を行っています。

[習熟度別少人数学習]

理解や習熟の程度に応じた少人数指導を実施する際には、上記の学習支援ソフトを活用するとともに、特に成績下位10％の児童生徒に対するきめ細かな指導に力を入れています。

【事務の改善に向けた事務点検評価委員の意見】

○学習支援ソフトの活用も必要ではあるが、例えば、退職教員など、シニアがそれぞれの専門分野を活かして、子どもたちの学習支援ができるとよい。

重点事務　**ICT教育**

[電子黒板、デジタル教科書]

平成25年度に、全小中学校、岐阜特別支援学校、岐阜商業高等学校において、50型デジタルテレビ1,935台の電子黒板化を実施するとともに、全小中学校において、国語、社会、算数・数学、理科、英語のデジタル教科書を導入しました。

平成27年度には、小学校において音楽のデジタル教科書を導入しました。

【電子黒板、デジタル教科書の活用に関わる調査及び導入の効果】

▶調査（H28.2 岐阜市）

・電子黒板、デジタル教科書の操作を身に付けている教員：100％

・電子黒板、デジタル教科書を授業で活用していると答えた教員：99.4％

※残り0.6％にデジタル教科書のない実技系教科の教員や、自主教材などの具体物を使って電子黒板に頼らず授業を進めている教員が含まれています。

▶効果

・国語の音読、英語のネイティブ発音、体育の実技の確認などの際に、音声や動画を活用することにより、正しい理解と実践が可能となります。

・子どもの注目すべきポイントを直接電子黒板の画面に書き込んだり、教員の手元を拡大したりすることができるため、着眼点を明確に示し、理解を深めることができます。

・画面への書き込みを保存し、呼び出すことができるため、前回の授業の復習が容易になり、授業の連続性が生まれます。

[タブレットパソコン]

平成26・27年度の2か年をかけて、タブレットパソコン96台（児童生徒用40台×2、小学校教員用6台、中学校教員用10台）を小中学校各1校に試験的に導入し、学校での活用可能性について実証研究を進めました。情報主任を中心に、主にグループやペアでの協働学習において活用していますが、児童生徒の92％がタブレットパソコンを活用した授業は楽しいと回答しています。

また、平成27年度からの新たな取組みとして、「院内学級（入院中の児童生徒に対して教育を行うために病院内に設置）」と「ライブ授業」において、タブレットパソコンを活用しています。

「院内学級」では、タブレットパソコンによって対象の児童生徒が各自の状況に応じた学習ができるように支援し、「ライブ授業」では、長距離の移動が困難なボランティア講師の方と学校をつなぎ、互いに移動することなく交流を行う取組みを実施しました。

今後は、全小中学校、岐阜特別支援学校にタブレットパソコンを導入し、文部科学省が求める「一斉学習」や「協働学習」での実践を各校で重ね、さらに、個々の能力や特性に応じた「個別学習」での活用についても取組みを進めていきます。

【目指す姿】

教員がICTを効果的に活用した指導を実施することにより、子どもたちの理解促進や学ぶ意欲の向上、学力の向上を図るとともに、進展する情報化社会の中で、未来を創る子どもたちが、ICTの活用を通して、情報収集・選択・活用に加え、論理的思考力や表現力を養うことを目指しています。

【事務の改善に向けた事務点検評価委員の意見】
○時代の流れの中で、タブレットパソコンなど情報機器を使っていくことは避けて通れないが、多忙を極める教員が機器に慣れ、十分に使いこなせるように注意してほしい。
○タブレットパソコンなどを導入することはよいが、その結果として、子どもたちが自ら考え、自ら学ぶ授業へと変化していくことが重要。

幼保小連携・小中一貫教育

[幼保小連携]

幼稚園・保育所（園）と小学校の間を円滑に接続し、小1プロブレム（小学校入学後の児童が学校生活に馴染めず、授業中に歩き回る、教員の話を聞かない等の問題のこと。）を防止・解消することを目指して、幼稚園・保育所（園）、小学校の教職員で構成する連携協議会を設置し、幼児と児童の交流を行うとともに、教職員間で子どもに関する情報の共有を図りながら、各発達段階への理解を深める取組みを実施しています。

（図表3-1-1）幼保小連携の概要

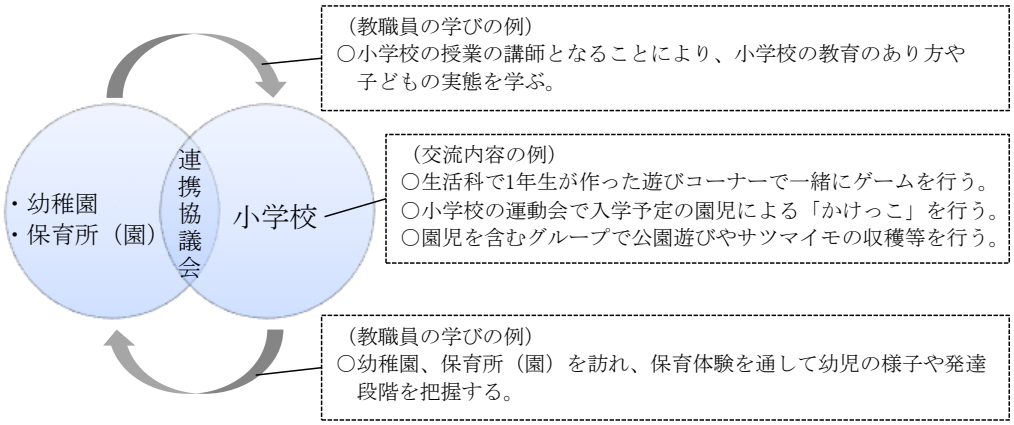

[小中一貫教育]

平成26年度は、各学校の小中一貫教育の実践内容や成果、課題を明確にし、その内容を各教職員が共有できるよう努めました。また、小中一貫校の設置については、小中一貫校の学校運営体制の構築や教育課程の編成、教職員人事のあり方について、先進的に取組んでいる教育委員会や学校を調査し、研究を進めました。

平成27年度からは、藍川小学校・藍川北中学校、長良西小学校・長良中学校、厚見小学校・厚見中学校を小中一貫教育モデル校に指定し、教育目標の統合やカリキュラムの一貫化の検討を進めています。

（基本施策2　才能を見出し個を伸ばす教育の推進）

重点事務 **小中英語教育**

英語教育の推進として、小学校1、2年生について、平成16年度から実施してきた英語活動を、平成27年度から教科として実施しています。（小学校3年生以上は、平成16年度から既に教科として実施しています。）

また、平成28年2月23日、岐阜市が株式会社ベネッセホールディングス ベネッセ教育総合研究所と「包括的研究推進等に関する協定」を締結したことから、平成28年度以降、民間の知見を積極的に活用し、英語教育等の更なる推進を図ります。

[岐阜発「英語でふるさと自慢」]

英語を使って簡単な会話やふるさと自慢ができる児童の育成を目指し、地域在住の外国人をEF（英語活動指導協力員)として全小学校の1～4年生の各学級に派遣（年間18時間）しています。

[ALT（外国語指導助手）派遣]

平成25年9月から、市内全中学校においてALTを増員し、年間53時間（週1.5時間）以上の指導を受けることができる環境を整えると同時に、市内全小学校の5、6年生に、同一校区の中学校で勤務するALTの派遣（年間18時間）を行っています。今後は、小中学校の連携を密にし、指導の工夫・改善をより一層進めながら、児童生徒の「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能を確実に高めるためのALTの有効な活用方法を検討し、それを各教員に伝えながら実践を促していきます。

[イングリッシュ・キャンプ in GIFU]

児童生徒が、外国人と主体的に英語でコミュニケーションを図ろうとする姿勢を育むとともに、英語力、英語での自己表現力の向上を目指し、ALTや大学生サポーターと野外炊事や川遊び、ウォークラリーなどの体験をすべて英語で行うキャンプを実施しています。

事業初年度の平成27年度は、対象者を小学校5年生～中学校3年生として参加を呼びかけたところ、定員（150名）の約2.8倍（413名）もの応募がありました。また、参加した児童生徒へのアンケート調査では、9割以上が「また機会があれば参加したい」と答えるとともに、参加前に比べ、「英語が好き」や「留学やホームステイがしたい」と回答した割合が増加するなど、英語に対する意欲や意識の変化を確認することができました。今後は、定員の拡大を含め、より充実した内容となるよう検討を進めていきます。

【目指す姿】

グローバル化が急速に進展する社会において、子どもたちが、中学校卒業段階で、挨拶や身近な暮らしに関わる話題などについて、英語でコミュニケーションをとることができる力を身に付け、外国人に出会っても臆することなく、積極的に会話をすることができることを目指しています。

【事務の改善に向けた事務点検評価委員の意見】
○イングリッシュ・キャンプ in GIFUでは、応募した意欲ある子どもたちができるだけ多く参加できるよう体制を整えてもらいたい。

STEM教育

「未来を見据えた人づくり」として、科学に興味を有する児童の才能伸長、科学技術への理解増進、科学技術リテラシーの普及・向上を目的として、STEM教育を推進しています（STEMはScience,Technology,Engineering,Mathematics（科学、技術、工学、数学）の略称）。

平成27年度は、STEM教員27名を雇用し、市内全小学校において、理科の実験（熱気球を上げたり、気圧でドラム缶を潰したりなど、専任ならではの、科学への探究心を喚起する面白い実験）、理数系クラブの指導、科学作品展の指導など、専門性を活かした指導に取組んでいます。

【STEM教員の資質向上、活躍の場の拡大】
・実践交流会や学校現場での実践研修会及び専門機関による研修会などを実施し、STEM教育の充実やSTEM教員の資質向上に努めています。
・STEM教員の活躍の場として、科学作品展の相談員、科学くふう展の審査員など、より多くの児童生徒に専門性を活かした指導ができる機会を与えています。また、サイエンスフェスティバル、科学の祭典などの科学体験をする場に積極的に参加し、ブースを設置して楽しい科学実験を提供しています。

重点事務　土曜日等の教育活動

平成26年度から、全小中学校において、各学校の課題に応じて、地域等の協力を得ながら土曜日等の教育活動を実施しています。この取組みを推進するため、大学教員等に教育コーディネーターを、大学生等に授業サポーターを依頼し、土曜日等に小中学校へ、年間5回、のべ15時間程度派遣しています。

平成27年度は、小学校3校（黒野小学校、三輪南小学校、三輪北小学校）、中学校2校（岐阜西中学校、三輪中学校）に教育コーディネーター2名、大学生のべ168名を派遣し、授業をサポートしてもらいました。子どもたちは、大学生による授業サポートを楽しみにし、明るく活動する姿が見られ、さらには、全国学力・学習状況調査の結果においても、平均正答率の向上が見られた学校もありました。

[土曜日の才能開花教育“ギフティッド”]

土曜日等の教育活動の機会を利用して、子どもたちそれぞれの個性的な才能を開花させるきっかけづくりとして、高校等の発展的な学習内容を先取りした学びや、音楽や美術などの才能に応じた様々な分野の学びの機会（授業）を創出しています。

平成27年度から他都市に先駆けて開始し、各回30名程度の希望する中学生を対象に、年間10

回の授業を実施しています。参加した子どもたちへのアンケート調査では、ほぼ全員が授業に満足し、学ぶ意欲が向上したという結果が得られています。今後、内容の充実等、更なる進化を目指して取組みを進めていきます。

【目指す姿】
　将来の変化を予測することが困難な時代の中で、子どもたちには他者や社会と関わり合いながら自らの人生を切り拓いていく力が必要です。土曜日等の教育活動では、地域の協力や保護者の参画によって、学校ごとの課題の解決を図りつつ、子どもたちの意欲や学力の向上、個性豊かな才能の開花・伸長を目指しています。

【事務の改善に向けた事務点検評価委員の意見】
○学力の上位・中位・下位層、どの層の子どもたちに対しても、能力を伸ばす取組みを継続してほしい。
○土曜日の才能開花教育“ギフティッド”では、子どもたちから参加の希望があった場合は、できるだけ受け入れられるとよい。また、子どもたちに本物に触れる体験をしてもらえると将来の夢を描くことができてよい。

「東京オリンピック・パラリンピック」ターゲットエイジ育成事業

　平成28年度に、ブラジル・リオデジャネイロで開催された第31回オリンピック競技大会での多くの日本人選手の活躍が、私たちに夢と感動を与えたところです。
　平成32年度に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、市民のスポーツへの関心・意欲とともに、競技力の更なる向上を図るため、下記の事業を実施しています。

[岐阜市アスリート「夢・志」サポート事業]

①強化指定選手補助
　東京オリンピック・パラリンピックへの出場を目指す将来有望なトップアスリートを強化指定選手とし、スポーツ活動費を助成しています。
　平成27年度の強化指定選手は、今井月さん、金藤理絵さん（以上、水泳）、松井ゆずかさん（障がい者水泳）、橋本英也さん（自転車）、五藤怜奈さん（陸上）、清水綾乃さん（ライフル射撃）の6人で、それぞれ年額30万円を上限に助成しました。
　強化指定選手のうち、リオデジャネイロ・オリンピック大会において、金藤理絵さんが女子200m平泳ぎで金メダルを獲得しました。

②中学校運動部活動強化補助
　中学生が「夢」や「志」を持って部活動に取組み、一人でも多くの選手が県大会や全国大会等へ出場することを目指し、合宿や遠征費用に対して一校あたり20万円を上限に助成し、中学生

の競技力向上と、より上位の大会での活躍を支援しています。
　平成27年度は、14校に助成しました。

③各種体育大会への派遣補助
　東京オリンピック・パラリンピックへの出場を目指す若いアスリートを支援するため、国際大会や全国大会等への出場経費を助成しています。
　平成27年度は、のべ76人に助成しました。

[スポーツリーダー活用事業]
　東京オリンピック・パラリンピックに向け、競技力向上及びスポーツの普及を図るため、地域のスポーツリーダーを学校、スポーツ少年団に派遣して子どもたちが専門的な指導を受ける事業を実施しています。
　平成27年度は、FC岐阜の所属選手を含むのべ55人を派遣しました。

[ゴールデンジュニアスポーツプラン]
①ジュニアスポーツクラブ
　競技団体から派遣された専門的な指導者から各種競技の基本的な技能を習得するとともに、子どもたちに対して、スポーツ少年団や部活動以外の活動を提供し、個性の発見と能力の伸長を図る取組みを実施しています。
　平成27年度は、9競技に1,123人が参加しました。

②アビリティアップクラブ
　高校の部活動の協力を得ながら、早期に基礎的・基本的な技術を体験することで、競技スポーツの楽しさを実感させるとともに、競技種目の選択幅を拡大させ、個性の発見と能力の伸長を図る取組みを実施しています。
　平成27年度は、7競技に65人が参加しました。

【具体的内容】
・ジュニアスポーツクラブ　⇒　卓球、バドミントン、ソフトテニス、陸上、柔道、体操、剣道、サッカー、社会人野球チームによる野球教室（中学生対象）

・アビリティアップクラブ　⇒　ホッケー、自転車、レスリング、フェンシング、相撲、ビームライフル、硬式テニス（市内の高校で実績のあるマイナー競技）

(図表3-1-2)ゴールデンジュニアスポーツプラン参加者数(人)

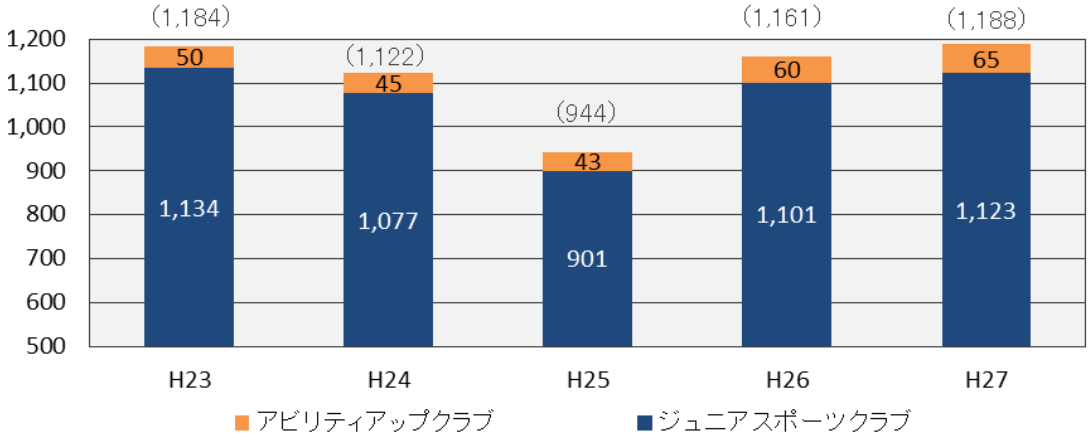

【事務の改善に向けた事務点検評価委員の意見】
○近年、少子化の影響もあり、中学校における部活の種類が減っているという状況が各地で見受けられる。スポーツ施策の中でそれを補うような取組みを検討していただきたい。
○中学校の部活動は教員に大きな負担となっている場合もあるため、引き続き、現在のような負担軽減の取組みを継続していただきたい。

(基本施策3　子どもの豊かな心、健やかな体の育成)

スポーツ少年団

スポーツ少年団の運営支援として、指導者の研修、運営費の助成等を行っています。

団員数の逓減は、他のクラブチームへの参加、生活の多様化、家庭の事情による団加入の見合わせが増えてきたものによると考えられます。

(図表3-1-3)スポーツ少年団の団員数と団体数の推移

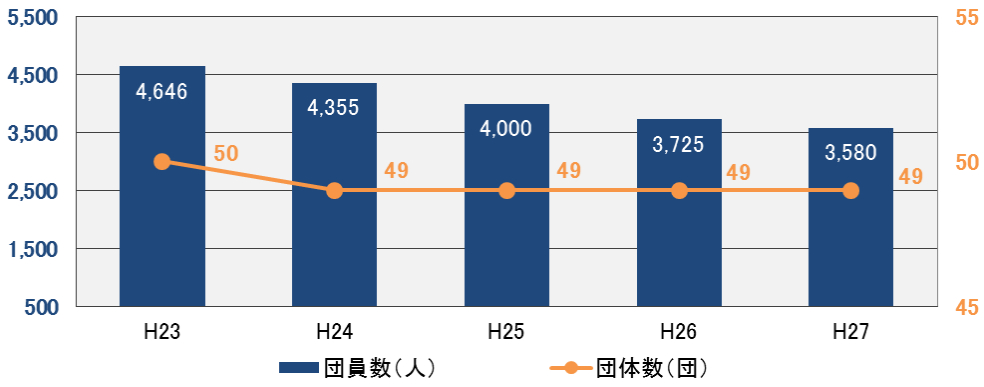

食育・小児生活習慣病予防対策

[食育]

児童生徒の食に関する自己管理能力を高めるために、夏休み等に五感を通した「食の体験教室」を実施しています。具体的には、栄養教諭や栄養職員が中心となって、子どもとその保護者を対象にした調理教室を行っています。親子がともに家庭の食生活を見つめ、改善するきっかけとなることが期待されます。平成27年度は10校・1園で全11回実施しましたが、食に対する意識が高まり、食事内容についての理解が深まったという成果が学校から報告されていますので、今後においても継続した取組みを進めていきます。

また、平成27年度から、日本の伝統的食文化である「和食」を通して、食文化や日本食に関する理解の向上や、各家庭においても食について見直す機会となるよう「和食給食推進事業」を実施しています。

[小児生活習慣病予防対策]

児童の健康改善を目的に、生活習慣病の予防啓発（対象は児童とその保護者）として、小学校5年生の希望者（毎年9割以上の児童が希望）を対象とした血液検査（検査項目：総コレステロール、中性脂肪、尿酸）を実施しています。

血液検査の結果が要注意・要管理の児童については、養護教諭・学校医による生活指導を実施しています。生活習慣の改善には家庭の協力が不可欠であるため、平成26・27年度は、予防啓発の対象を、従来の小学校5年生に加えて、低学年まで拡充し、生活リズムチェック表の活用を推進するなど、意識向上の啓発に努めました。

（図表3-1-4）血液検査で要注意・要管理に該当した児童の割合（%）

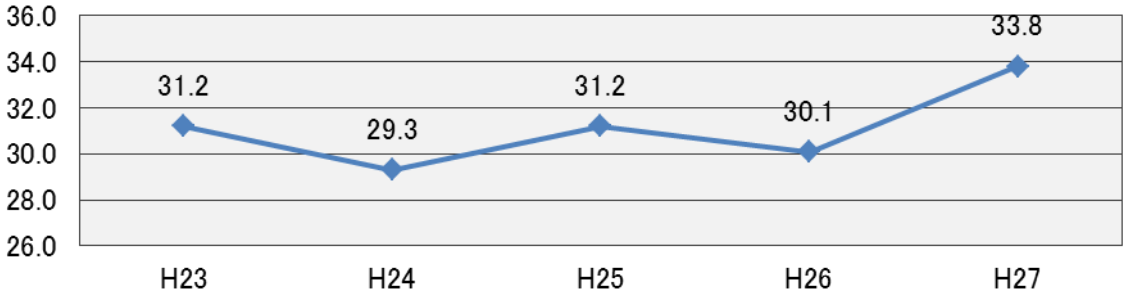

【事務の改善に向けた事務点検評価委員の意見】
○血液検査で要注意・要管理に該当した児童の割合について、全国とも比較して岐阜市の状況を分析できるとよい。

（基本施策4　青少年が自ら「志」を育むための支援）

中学校卒業者の進路については、約98%が進学し、その他が就職及び未就職という状況です。平成26年度以降、子ども・若者総合支援センターが未就職者に対する支援を行っています。

（図表3-1-5）岐阜市立中学校卒業者の進路状況（人）

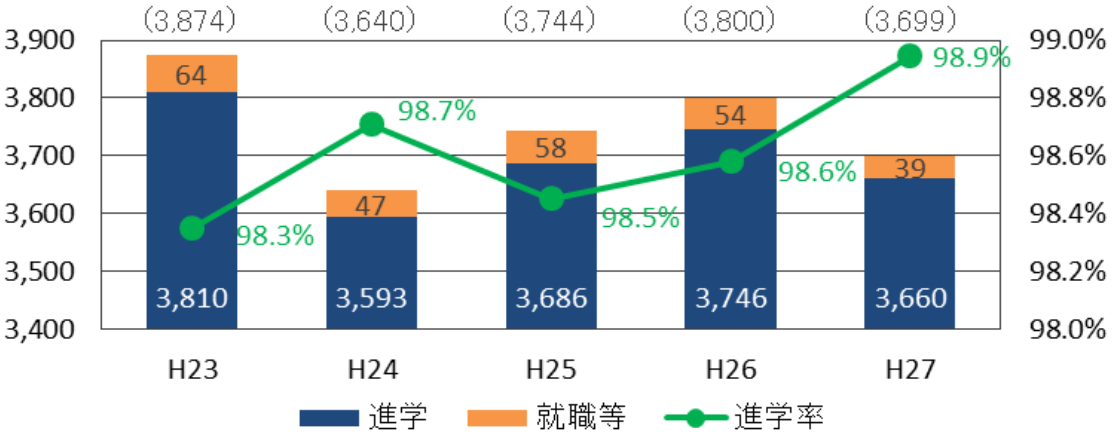

岐阜商業高等学校は、昭和44年4月に中学生の進学先の確保、アパレル業界への人材の確保を目的に設置されました。平成27年度は、3年生　156人のうち97人（62.2%）が進学しました。

（図表3-1-6）岐阜商業高等学校生徒進路状況（人）

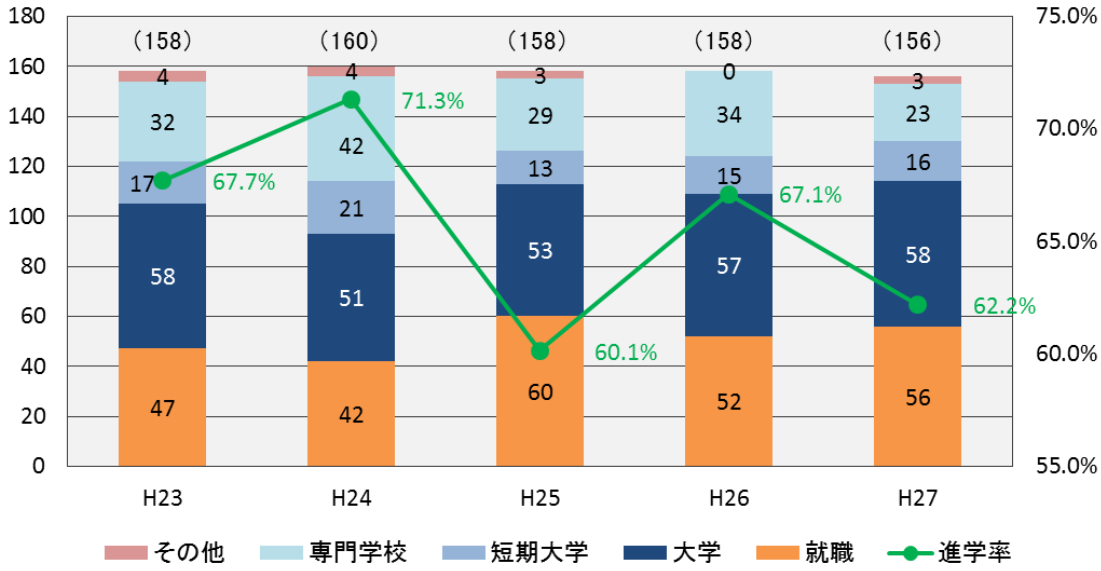

「キャリアチャレンジ」職場体験学習

中学校において職場体験学習を実施しています。職場体験学習に際しては、事前・事後指導と

して、職業調査、適性検査受検、事業所訪問、礼儀作法の学習、職場見学、外部講師による講話、職場体験学習のまとめ・交流等を実施しています。学習の機会を増やすため、複数日の職場体験を企画するなどの工夫に努めています。平成27年度に、職場体験学習を複数日実施した学校は19校（全22校中）あり、年々増加しています。また、事前学習において、より多くの職種の方から話を聴く機会を創出する取組みも行われています。今後、さらに実践を積み重ねつつ、その他の教育活動とも関連づけることで、より効果的な取組みとなるよう検討していきます。

【平成27年度の具体的実践例】

・長森南中学校では、職場体験の事前学習として、外部講師を招いてビジネスマナー講座を行い、職業人として必要な行動と態度について学びました。また、2日間の職場体験学習を通して、学んだことを新聞等にまとめて発表し合うことで、様々な職業について理解を深めることができ、また、将来を考えることで自分を見つめることにつながりました。

・岐阜西中学校では、模擬会社を設立し、自分達で企画した商品を販売する活動を通して、勤労観、職業観を養うことができました。また、第一線で働く社会人を招いた講座では、これまでの努力や喜び、これからの夢についての講演を聞き、将来どのように生きていくのかを考えるきっかけとなりました。

【事務の改善に向けた事務点検評価委員の意見】

○職場を体験すること自体、価値あることだが、加えて、その場を通して、教科学習である国語の力や社会の力など、様々な力を複合的に高めていけるような、少し視野を広げた取組みになるとよい。

1/2成人式・立志の集い

成人の2分の1にあたる10歳（小学校4年生）で「1/2成人式」を、14歳（中学校2年生）で「立志の集い」を実施しています。

「1/2成人式」は、生まれてから今日までを振り返り、自分への誇りと支えてくれた人への感謝の気持ちを育み、将来の自分に対して希望を持つことを教える取組みであり、「立志の集い」は、職場体験や社会人の講演会等を通して、将来の具体的な生き方を考えさせて「志」を育む取組みです。

市岐商デパート

岐阜商業高等学校創立15周年記念事業として昭和58年度に始まり、平成27年度は体育館を会場に第33回目の市岐商デパートを開店しました。学校授業の一環（総合的な学習の時間）と位置づけ、生徒は各500円を出資して株主となり、仕入れから販売までを行うデパート事業を実施しています。授業で学んだことを実践するだけでなく、接客態度の重要性や、一人ひとりが各業務に責任を持つことの大切さを再確認できる機会となっています。

平成27年度は、ソーシャルネットワーキングサービスでの情報発信を試行しつつ、新たに岐阜市

産のブルーベリーやはちみつ、宮古市産農産物を使用したスイーツ等を開発・販売し、好評を得ました（平成27年度来客数は約6,800人）。また、東日本大震災復興支援として、東北の物産を取扱い、利益の一部を東北復興支援として寄附しました。

【事務の改善に向けた事務点検評価委員の意見】
○かつて県立岐阜商業高等学校と合同で開催されたことがあったが、そのような試みも興味深くよい取組みである。

（基本施策5　一人ひとりのよさと可能性を伸ばす幼児教育の推進）

幼児教育

【平成27年度：市立幼稚園児数】
加納幼稚園：99人　岐阜東幼稚園：72人

岐阜市では、2園（加納幼稚園、岐阜東幼稚園）を市の幼児教育の拠点として、「研究実践」、「子育て支援」、「発達支援」等の取組みを実施しています。
（※「発達支援」の一部は、市子ども未来部（子ども・若者総合支援センター）の幼児支援教室が担っています。）

［幼児教育充実事業］
幼児教育の質の向上等を図るため、平成27年度、幼保小合同研修会にて、教員の指導力向上を図る研修を実施するとともに、「就学前教育プログラム作成委員会」を開催し、家庭で大切にしたい子育てのポイントを示したリーフレットを作成し、関係者や保護者等への啓発を実施しました。

【事務の改善に向けた事務点検評価委員の意見】
○子育てのポイントをリーフレットにすることも大切だが、親同士をつないで互いに学び合うような機会、交流できる場があるとよい。例えば、悩み別や目的別に講習会や交流会があり、日時や場所がこのリーフレットに記載してあるとよりよい。

（基本施策6　子どもの「生きる力」を育成する教職員の資質向上への取り組み）

【平成27年度：教職員数】
小学校1,617人　中学校785人　商業高等学校45人　特別支援学校122人　市立幼稚園16人

授業・評価改善

すべての市立小中学校の児童生徒が等しく高い水準の授業を受けられるようにすること、また経験の少ない教員の支援を行うことを目的として、教科ごとに高い専門性を有する教職員を「評価改善委員」に任命し、教科ごとの指導・評価の手引きである「指導と評価の計画」を作成して、全教員の資質向上を図る取組みを進めています。現在の「指導と評価の計画」は、小中学校合わせて計17冊、6,886ページの大作となっており、小中学校の高い教育水準の礎となっています。

平成27年度は、新しい小学校教科書が採択されたことにより、単元や題材に変更のあった教科の単元指導計画及び指導案を作成することや、新旧教科書の内容や指導方法の違いを明確にした一覧表を作成しました。また、その後作成されたデータを製本し、別冊として各小学校に配付し、岐阜市の教科指導・評価メソッドの普及を図りました。

研修講座

教育研究所において、教員の資質向上、指導力向上を目的とした研修を実施しています。

【平成27年度の実施状況】
- 指定研修：経験年数に応じた研修である「初任者研修」「12年目研修」等や、職務に応じた「教頭研修」「教務主任研修」等の42講座（160回、のべ5,205人受講）
- 希望研修：教員の要望に応じ、夏季休業中に実施した18講座（19回、のべ577人受講）
- 校内研修を支援する出前講座として5講座（34回、のべ596人受講）

今後も増加が予想される若手教員に対する効果的な育成方法を検討していきます。

【事務の改善に向けた事務点検評価委員の意見】
○研修の場所として、大学も活用しながら教職員の指導力等の向上に努めていただきたい。
○子どもたちの豊かな心や人間性を育むためにも、教職員の資質向上を図る研修の中で、子どもたちが感謝の心をどのように育むことができるかという内容も取り入れていただきたい。

（基本施策7　安全・安心な教育環境の整備）

耐震補強

阪神淡路大震災、東日本大震災を契機として、学校校舎、体育館（災害時に市民の防災拠点として重要な役割を担います。）、幼稚園について、平成23年度までに耐震診断を実施しました。市立の全学校（園）で耐震補強を必要とする校舎については、平成26年度に耐震補強工事が完了し、体育館についても平成27年度に完了したことで、全ての学校で耐震補強工事が完了しました。

エアコン設備

夏の猛暑から子どもたちの健康を守り、学びに集中できる快適な教育環境を整えるため、平成25・26年度の2か年計画で、全小中学校、特別支援学校、幼稚園、岐阜商業高等学校においてエアコン整備を進めました。

平成25年度に着工した中学校22校と小学校4校については、平成26年度の夏から使用を開始し、残りの学校も平成26年度中に整備が完了して、平成27年6月からは全ての市立学校（園）で使用を開始しました。エアコンの稼働にあたっては、運用指針を策定し、各学校で環境に配慮しながら利用しています。

太陽光発電設備

地球温暖化を防止し、自然エネルギーを活用すること、環境教育の実例とすること、災害時の非常用電源とすることを目的として、太陽光発電設備の整備を進めています。

平成27年度には小学校1校に設置し、平成28年度も小学校1校に設置できるよう進めています。

安全な通学路の確保

他の自治体において、子どもたちが通学途上で交通事故に遭遇する報道が相次ぐ中、文部科学省・国土交通省・警察庁から、通学路の緊急合同点検が通知されたことを受けて、岐阜市の全小学校において、保護者、地域住民、道路担当課、警察とともに通学路の安全点検を行っています。

平成25年度は、道路管理者により、路肩の設置・拡幅や車線分離標、注意喚起看板の設置など、点検結果に基づき立案された対策が着実に実施されましたが、子どもたちを取り巻く道路環境も日々変化していくため、引き続き、通学路の安全確保に向けた取組みを行っています。

平成26年度は、関係機関の連携体制を構築し、「岐阜市通学路交通安全プログラム」を策定しました。平成26・27年度は、同プログラムに基づき、関係機関が連携して合同点検を実施しました。引き続き、子どもたちが安全に通学できるように、すべての小学校区において合同点検を実施し、通学路の安全確保を図っていきます。

また、教育委員会が報告を受けた子どもたちの交通事故では、約8割が帰宅後や休日に発生していること、事故の原因の大半が飛び出しによるものであることから、今後においても通学路整備だけでなく、地域の大人による見守り支援や交通安全教室などを推進し、安全対策に努めていきます。

【事務の改善に向けた事務点検評価委員の意見】
○様々な取組みをされていることは評価できるが、子どもたちや保護者に今一度、登下校中には事故や犯罪も含めて様々な危険が潜んでいるという危機意識を持ってもらえるよう指導をしていただきたい。

校（園）庭芝生化モデル事業

近年、校(園)庭の芝生化が注目を集めています。芝生化により、子どもたちの転倒時の怪我防止、健康面の効果、砂塵の飛散防止などの効果があることから、岐阜市では校(園)庭の芝生化モデル事業を実施しています。

平成22年度は小学校2校と幼稚園1園で、平成23年度と平成25・26年度は、各年度、小学校2校ずつで整備を行いました。

平成27年度も小学校2校で整備を行い、うち1校の芝生化面積を平成28年度に拡大します。今後の更なる普及に向けて、教育的効果の検証や、学校運営の負担とならないような芝刈りや水やりなどの維持管理の方法の研究を続けていきます。

小中学校の適正規模化・適正配置

1つの学校あたりの児童生徒数を一定規模で維持することによって、児童生徒に集団の中での切磋琢磨を通じて社会性を育ませ、一定の水準に達した義務教育を実施することが可能となります。学校の児童生徒数の規模を適正に維持するため、児童生徒数が減少した地域において、地元と協議しながら学校統合を進めています。

教育委員会では、平成26年3月に、徹明小学校・木之本小学校の「統合に関する方針」において、統合新設小学校は、木之本小学校の施設を利用し、平成28年4月に開校することを決定しましたが、平成27年第13回教育委員会定例会において、統合新設小学校の開校を1年延期し、平成29年4月とすることが決定されました。

なお、統合新設小学校の校名については、校名部会、統合準備委員会、教育委員会での審議を経て、「徹明さくら小学校」とすることとし、平成28年岐阜市議会第3回定例会において、学校設置条例の改正議案が承認されたところです。

(図表3-1-7)最近の学校統合のあらまし・計画

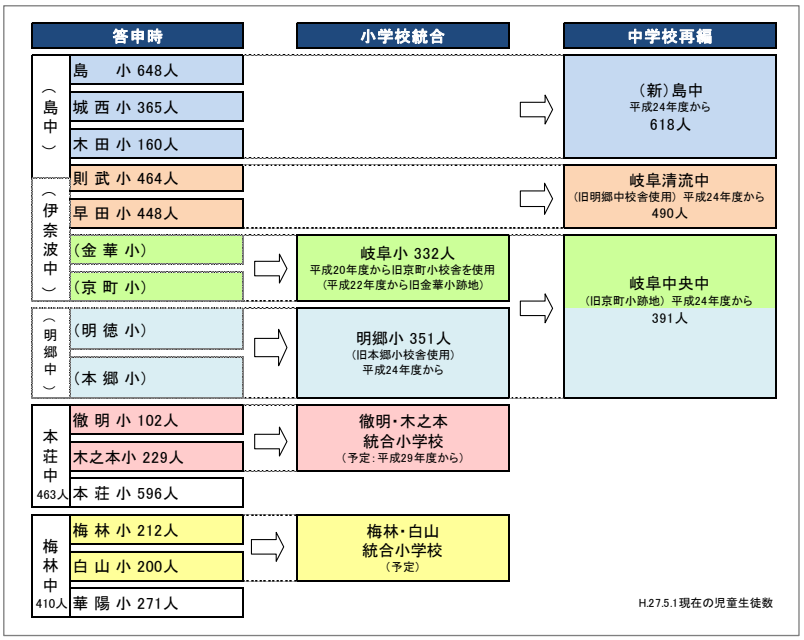

（2）基本的方向性2　学びや育ちのセーフティネットの構築

（基本施策1　子どもが将来遭遇するであろう危機や危険に対処する力を培う教育の推進）

家庭・地域と連携した防災教育推進事業

東日本大震災等を踏まえ、子どもたちが「自分の命は自分で守る」ための意識、知識、行動を身に付けるため、学校、家庭、地域が連携した防災教育を推進しています。

岐阜市では、コミュニティ・スクールの導入や土曜日等の教育活動の開始によって、学校の教育活動にこれまで以上に地域の協力や保護者の参画が得やすい環境となっています。

平成27年度は、DIG（災害図上訓練）やHUG（避難所運営ゲーム）など7つのメニューの中から学校ごとに内容を選択して実施する「家庭・地域と連携した防災学習」や、合渡小学校において、小学校6年生とその保護者、地域住民が1泊2日で体験的な防災教育プログラムを行う「防災キャンプ in合渡」を実施しました。

【事務の改善に向けた事務点検評価委員の意見】
○DIGなどでマップを活用するのもよいが、例えば、水害が起きた時の状況などを模型を使って一目で見ることができるとわかりやすいと思う。
○防災キャンプを地域主体で運営しているところがあるが、学校が常に中心になって取組むのではなく、地域が主体的に取組む形になると、学校の負担という点でも、地域の中で子どもを育むという点でもよいと思う。

「危険から自分を守ろう」事業

各小学校において、児童の危機対応能力を高めるために、児童自らが、保護者や地域の方々の協力を得て地域を回り、防犯、交通安全、防災の観点から危険箇所を発見し、「地域安全マップ」を作成する取組みを進めています。

このほか、不審者対策として、警察等の協力により、児童生徒や教員を対象とする不審者対応教室を実施しています（全小学校で年間1回以上）。

子どもたちが危険を感じた時などに駆け込める「子ども110番の家」 登録数：約3,000か所

情報化社会への対応（サイバーパトロール）

情報化が著しく進む現代においては、児童生徒が情報機器を有効に活用できるように支援することとともに、児童生徒をインターネット上の有害環境から守ることも重要です。児童生徒に対してインターネットの適切な利用方法を普及啓発し、いわゆる裏掲示板や裏サイトなどの監視を行っています。平成27年度は、裏掲示板や裏サイトなどの監視によって、17件の削除要請を行いました。イ

ンターネットの適切な利用方法については、平成26年度から保護者、教員向けに情報モラル出前講座を実施しています。また、各学校においても情報モラル教育ができるように教育イントラネットの「学びの扉」に研修資料を掲載し、活用を促しています。

(図表3-2-1)「決めて守ろう！『我が家のルール』」の取組み

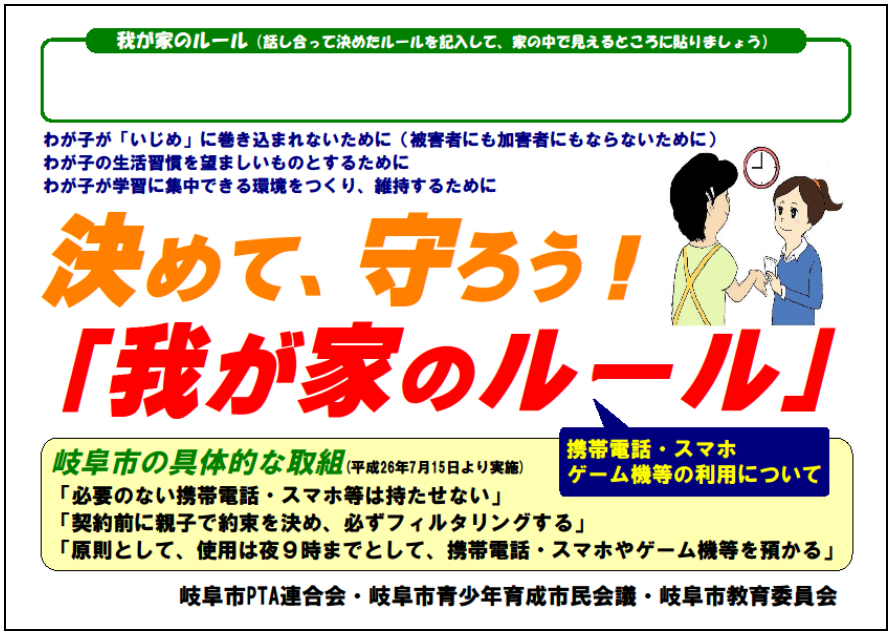

（基本施策2　障がいのある子ども一人ひとりの自立と社会参加を支援する教育の推進）

特別支援教育スーパーバイザー

平成27年度、市立小中学生 31,899人のうち、障がいのある又は障がいの疑いのある児童生徒は、1,100人（約3.4%）でした。障がいのある児童生徒の増加や障がいの重複、多様化に対応するため、専門的な知識や経験を有する特別支援教育スーパーバイザーを配置しました。

(図表3-2-2)市立小中学校における特別支援教育の推進体制

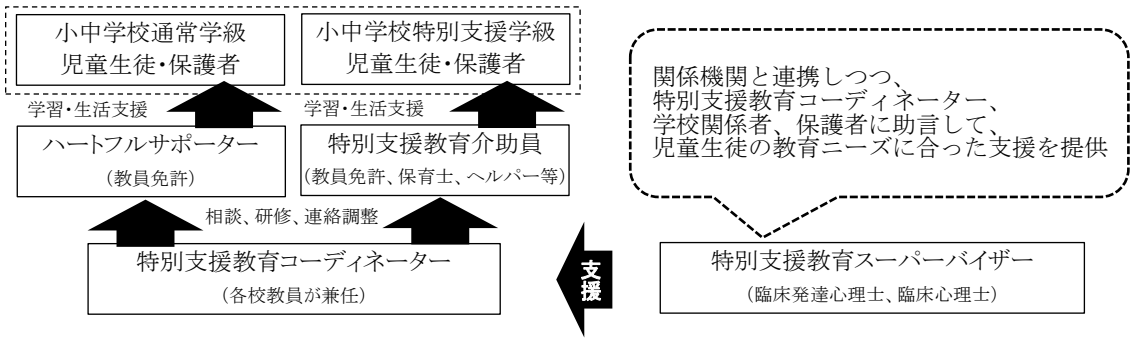

ハートフルサポーター

教員免許状の取得者をハートフルサポーターとして各小中学校に配置し、通常学級に在籍する、学習と生活に配慮を要する児童生徒に対して、きめ細やかな指導を行い、学校生活の安定と確かな学力の定着を図っています。

平成27年度は、ハートフルサポーターの複数配置校（小学校29校、中学校6校）を増やして、児童生徒に合わせたよりきめ細やかな対応を進めました。また、ハートフルサポーターに対し、年間5回程度研修を行い、豊富な経験を有するハートフルサポーターの指導方法や各学校における状況の共有を図るなど、ハートフルサポーターの指導力向上を図りました。今後も、ハートフルサポーターの指導力の向上や情報共有を進めていくとともに、課題である配置数の改善に向け、取組みを推進していきます。

（図表3-2-3）ハートフルサポーター配置数（人）

	H23	H24	H25	H26	**H27**
小学校	66	66	73	73	**77**
うち複数配置	18	19	26	26	**29**
中学校	22	22	28	28	**28**
うち複数配置	0	0	6	6	**6**
合　計	88	88	101	101	**105**

【事務の改善に向けた事務点検評価委員の意見】
○配置数が現場のニーズに応えきれていないことを受けて、採用要件の緩和など、対策が講じられてはいるが、引き続き、人員の確保に向けた取組みを継続していただきたい。

（基本施策3　経済的な困難を有する子どもへの就学支援）

要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金

岐阜大学教育学部附属小中学校、市立小中学校へ通う要保護、準要保護の児童生徒の保護者を対象に、学用品費、給食費等を助成しています。

「要保護」とは、生活保護法に規定する、保護を必要とする状態をいい、「準要保護」とは、要保護に準ずる程度に困窮しており、就学困難な状況をいいます。要保護の児童生徒については国が支給額の1/2を負担しています。

平成25年8月から3年間かけて、国において、生活扶助基準額を段階的に引き下げることを決定しましたが、この制度改正によって、これまで要保護、準要保護として助成を受けてこられた方が、準要保護又は対象外とされるおそれがありました。平成25年度は、文部科学省の通知のとおり、当初に要保護として認定された方については、引き続き要保護として認定し、準要保護児童生徒のうち、生活扶助基準額を用いて認定を行う方については、引き下げ前の基準額を用いて認定を行いました。平成26年度も、引き続き、引き下げ前の基準額にて認定を行うとともに、クラブ活動費、生

徒会費、PTA会費についても助成の対象とし、平成27年度も継続して実施しました。

今後も、児童生徒への影響が最小限になるように、国からの情報収集に努めながら、県、中核市、近隣自治体と連携を密にして、対応していきます。

(図表3-2-4)要保護及び準要保護認定児童生徒数(人)

	H23	H24	H25	H26	**H27**
① 要保護	268	277	311	295	**306**
② 準要保護	4,419	4,320	4,245	4,152	**4,000**
合計	4,687	4,597	4,556	4,447	**4,306**
全児童生徒数 (各年度5/1現在)	33,851	33,265	33,017	32,323	**31,899**
うち①＋②の割合	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%	**13.5%**

(図表3-2-5)平成27年度の要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金支給状況

	小学校			中学校			計		
	受給者数(人)a	支給額(千円)b	1人あたり(円)b/a	受給者数(人)a	支給額(千円)b	1人あたり(円)b/a	受給者数(人)a	支給額(千円)b	1人あたり(円)b/a
学用品費 通学用品費 校外活動費	2,437	35,219	14,452	1,552	40,694	26,220	3,989	75,913	19,031
新入学 児童生徒 学用品費	319	6,513	20,417	503	11,845	23,549	822	18,358	22,333
修学旅行費	495	10,026	20,255	522	29,839	57,163	1,017	39,865	39,199
学校給食費	2,370	105,528	44,527	1,520	78,805	51,845	3,890	184,333	47,386
クラブ活動費	0	0	0	1,063	7,662	7,208	1,063	7,662	7,208
生徒会費	0	0	0	1,202	558	464	1,202	558	464
PTA会費	1,910	6,255	3,275	1,438	5,945	4,134	3,348	12,200	3,644
計	7,531	163,541	102,925	7,800	175,348	170,584	15,331	338,889	139,265

特別支援教育就学奨励費補助金

特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者を対象に、学用品費、学校給食費等を助成しています。

(図表3-2-6) 平成27年度の特別支援教育就学奨励費補助金支給状況

	小学校			中学校			計		
	受給者数(人)a	支給額(千円)b	1人あたり(円)b/a	受給者数(人)a	支給額(千円)b	1人あたり(円)b/a	受給者数(人)a	支給額(千円)b	1人あたり(円)b/a
学用品費 通学用品費 校外活動費	154	771	5,006	56	428	7,643	210	1,199	5,710
新入学 児童生徒 学用品費	29	297	10,241	20	235	11,750	49	532	10,857
修学旅行費	25	256	10,240	23	664	28,870	48	920	19,167
通学交通費	1	5	5,000	0	0	0	1	5	5,000
学校給食費	166	3,648	21,976	62	1,582	25,516	228	5,230	22,939
計	375	4,977	52,464	161	2,909	73,779	536	7,886	63,672

（基本施策4　不登校やいじめなど学習や生活に困難を有する青少年への支援）

ほほえみ相談員

ほほえみ相談員（教員免許状取得者もしくは心理学学位取得者から任命）を全中学校区に1人ずつ配置（22人）し、不登校児童生徒の家庭訪問を中心としたふれあい活動等を通して、学校復帰を支援するほか、学校内において、いじめ問題等の早期発見、早期対応に当たっています。

ほほえみ相談員は、年間20回をめどに、「ほほえみ相談員研修会」を行い、現在の各小中学校の不登校児童生徒に関する情報交換を行いながら、対応を考えるとともに、実際の事例に基づいて「事例研修」を行っています。

学校やほほえみ相談員、スクールカウンセラー等による様々な対応により、不登校の改善につながった児童生徒も多くみられますが、小・中学校における不登校出現率は、増加傾向にあります。保護者の姿勢や、養育力、精神健康度の低下が、児童生徒に大きく影響していると考えられます。児童生徒への支援はもちろん、保護者など児童生徒を取り巻く環境への支援も必要であると認識しています。

【平成27年度の活動状況】
- 不登校児童生徒への家庭訪問：のべ2,633回
- 相談室で対応した回数：のべ10,871回
- 自立支援教室で対応した回数：のべ206回

（図表3-2-7）不登校を理由に年間30日以上欠席した児童生徒数（人）

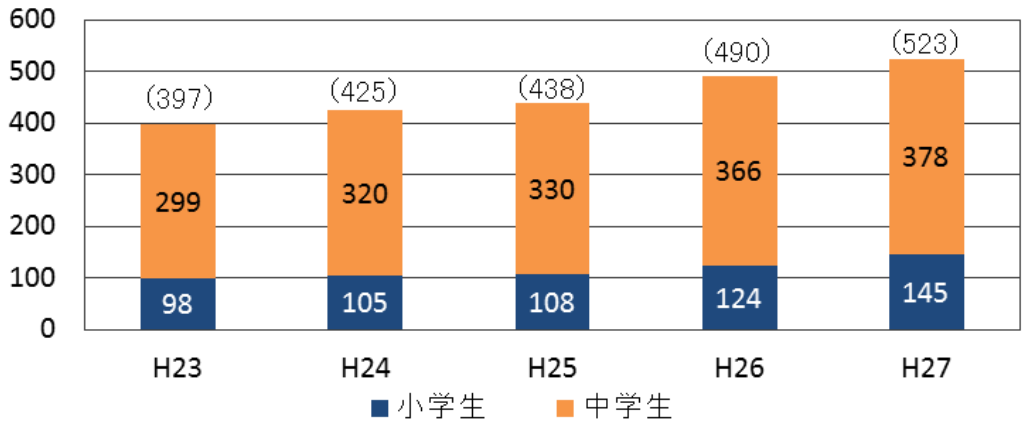

【事務の改善に向けた事務点検評価委員の意見】
○不登校を理由に年間30日以上欠席した児童生徒数が増えているので、不登校の原因を把握した上で、必要な対策を講じていく。

いじめ防止

大津市の中学生がいじめにより自殺した事件を受けて、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」が公布され、同年9月に施行されました。

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命・身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、いじめの防止、早期発見、対処のための対策を総合的、効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにして、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものです。

また、法律は、国に対し、いじめ防止基本方針の策定を求めるとともに、地方公共団体に対して、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じた、地域いじめ防止基本方針の策定に努めるよう求め、学校に対しては、いじめ防止基本方針、地域いじめ防止基本方針を参酌して、その学校の実情に応じた、学校いじめ防止基本方針の策定を求めています。さらに、学校の設置者、その設置する学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、重大事態への対処等についても規定しています。

法律の規定を受けて、岐阜市では、平成26年3月に、岐阜市におけるいじめの防止対策を総合的、効果的に推進するための基本方針である、「いじめ防止等対策推進条例（平成26年岐阜市条例第39号）」を制定し、下記の事項を定めました。

(1) いじめの防止、早期発見、対処にかかる基本理念
(2) 市、学校、教職員の責務
(3) いじめ防止等対策のための組織の設置
　① いじめ問題対策連絡協議会（警察・児童相談所など、いじめ問題解決の際に連携すべき関係機関の連携強化を目的とする。）
　② いじめ問題対策委員会（岐阜市の一般的ないじめ防止等施策について諮るとともに、重大事態に際して、教育委員会の諮問に応じ調査を行うことを目的とする。）
　③ 学校いじめ防止等対策推進会議（学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うことを目的とする。）
　④ いじめ問題調査委員会（重大事態に際して、首長の判断による調査を行うことを目的とする。）

平成27年度は、いじめ問題対策連絡協議会を年2回（7月、2月）開催し、いじめ防止に関わる関係機関の取組みについて理解の促進と、連携強化を図りました。また、いじめ問題対策委員会を年2回（9月、2月）開催し、重大事態発生時の市教育委員会主体の調査等に備えて、情報を共有し、万が一の事態に備える体制の構築を進めました。

また学校では、「岐阜市いじめ防止等対策推進条例」の子ども版を作成して、児童生徒に配布し、内容の周知が図られました。今後も、関係機関との連携をさらに深めるとともに、いじめの未然防止等に注力していきます。

【事務の改善に向けた事務点検評価委員の意見】
○いじめ防止の取組みは大変重要であるが、実社会では厳しい環境に身を置かざるを得ない時も出てくる。その時のためにも、精神的な強さを小中学生の時に育んでおくことも大切である。

補導業務

補導業務のうち、街頭補導・相談業務は、市子ども未来部子ども・若者総合支援センターが、地域補導（中学校区ごとに地域補導委員会を設置し、委嘱した地域住民が地域行事や祭礼の場での声かけ巡回などを行うもの）は、教育委員会事務局青少年教育課が実施しています。

教育委員会は、この地域補導のほか、公募市民によるボランティア補導を実施しました。

（図表3-2-8）平成27年度の補導実施状況（教育委員会事務局青少年教育課実施分・人）

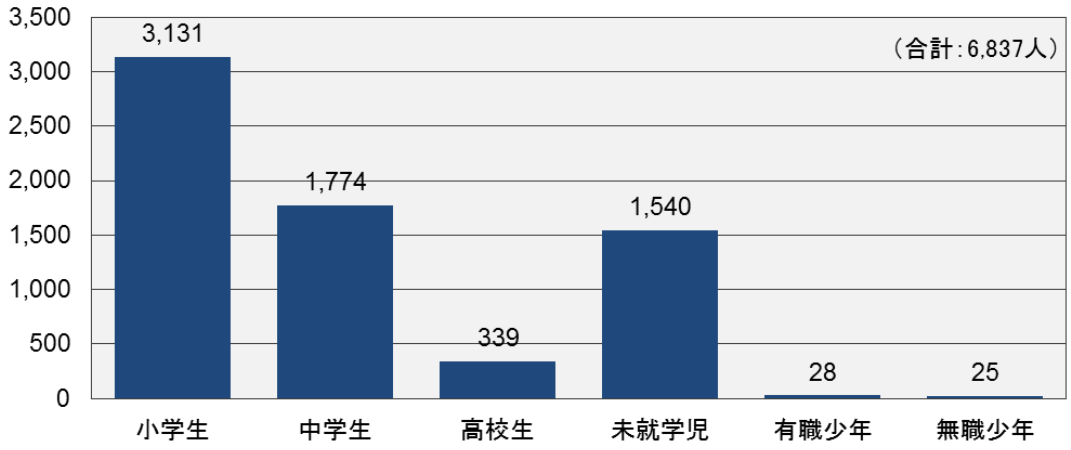

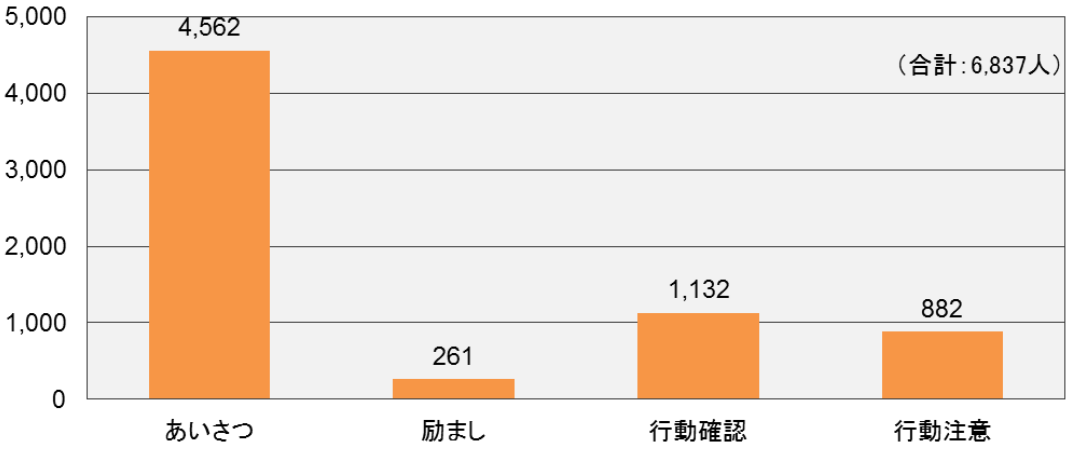

（基本施策5　放課後に子どもが安全で健やかに活動できる居場所の確保）

放課後チャイルドコミュニティ

(図表3-2-9)放課後チャイルドコミュニティ概要

	放課後子ども教室	放課後学びの部屋	放課後児童クラブ
概　要	地域住民の協力を得て、子どもに体験・交流・遊びの場を提供	図書室を利用し、子ども自らの意思で読書や学習ができる場を提供	共働き家庭など留守家庭児童を対象に、生活の場を提供
指導員	校区コーディネーター、放課後子ども教室教育活動サポーター、ボランティア(地域住民)	放課後学びの部屋教育活動サポーター(教員OB、学校司書等)	放課後児童支援員、 補助員
時　間	週1～2回 授業終了後～下校時間頃まで	週1～5回 授業終了後～下校時間頃まで	月曜日～金曜日、 土曜授業日 授業終了後～18時(19時)
場　所	学校体育館、運動場など	原則として学校図書室	主に学校教室
対　象	全学年の児童のうち希望者 (学校の実情に合わせた参加)	全学年の児童のうち希望者 (学校の実情に合わせた参加)	1～3年生 (定員に余裕があれば4年生も可、一部は6年生まで対象) ※別途入会条件あり
帰　宅	全校一斉帰宅、集団帰宅(同学年、同時刻または同地域)、ボランティア・PTAによる付き添いや見守り隊のパトロール等		保護者の迎え、集団による帰宅等

(※放課後児童クラブは、平成27年度に「留守家庭児童会」から名称変更)

放課後子ども教室については、指導員の高齢化が進むとともに、大変な労力を必要とすることから、指導員の確保が困難な状況にあること、また、放課後学びの部屋については、同様の理由で指導員の確保が困難な状況にあること、子どもの通学距離が長い箇所において利用時間が短いことから、全小学校区での開設に至っていません。

放課後児童クラブについては、子どもの安全を最優先に考え、主に学校の余裕教室を利用していますが、学校教育において少人数学級や特別支援教育が推進されており、教室の需要が増えているため、放課後児童クラブの場の確保が困難になりつつあります。

教育委員会では、利用希望者調査を実施し、その結果を踏まえて、定員の見直し、教室の増設、開設時間延長を実施し、待機児童の発生を抑制しています。

また、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度に対応し、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を条例として定めています。この条例に基づき、放課後児童支援員の資格及び配置について、平成27年度から平成31年度までの5か年で国が定める基準を計画的に達成していくとともに、同制度に対応し、全地域で対象学年を小学校6年生まで拡大するため、学校の実情に合わせた施設整備を計画的に行っていきます。

平成27年度は利用者の要望に対応し、通常18時までの開設時間を19時まで延長する取組みを22か所に拡充するとともに、小学校6年生までの利用を7か所で実施しました。

(図表3-2-10)放課後チャイルドコミュニティ開設箇所数(箇所)

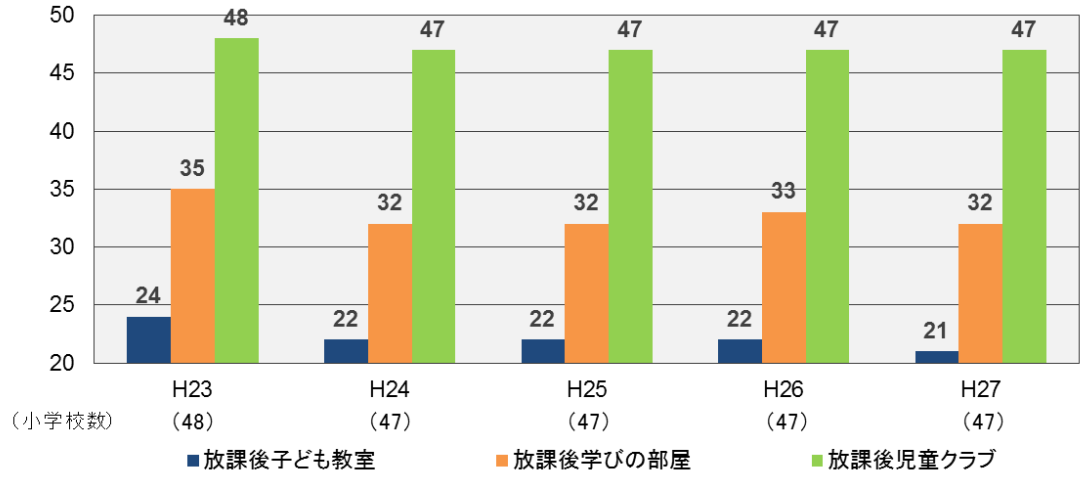

(図表3-2-11)放課後チャイルドコミュニティ延利用者数(人)

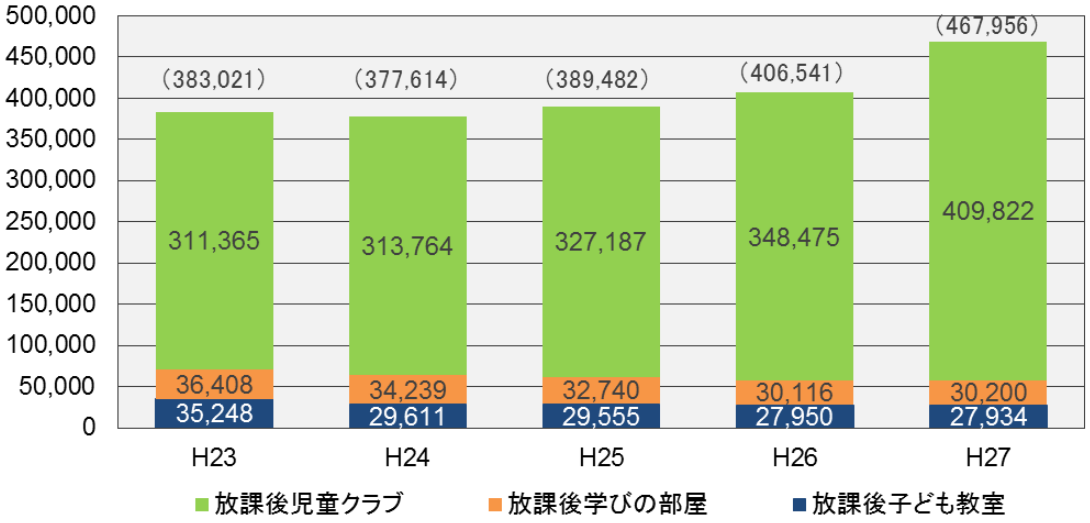

（図表3-2-12）放課後児童クラブ入会児童数（人）　※各年度4月1日現在

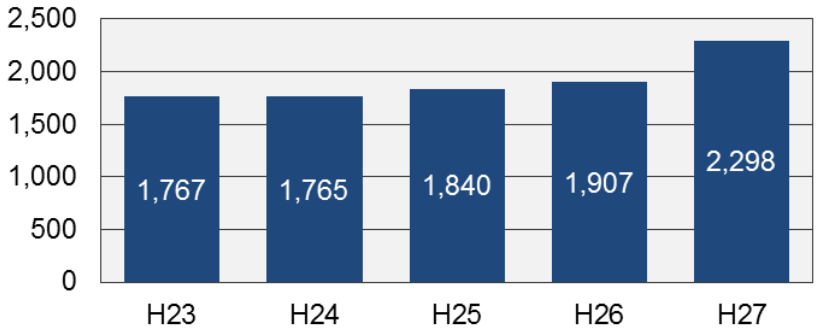

【事務の改善に向けた事務点検評価委員の意見】
○放課後児童クラブにおける入会児童数の推移を見ると、年々ニーズが高まってきていることがわかる。既に手厚い取組みとなっているが、現場のニーズとどのように折り合いをつけていくのかを今後も検討していただきたい。

（3）基本的方向性3　地域コミュニティのもつ教育力の積極的活用

（基本施策1　家庭・学校・地域を結ぶ「絆」の力による家庭教育の支援）

家庭教育学級

家庭教育学級は、PTAの成人教育委員を中心に、子どもたちを取り巻く現代的課題等について保護者及び教職員がともに学ぶ場として、市内全ての幼稚園、小中学校及び特別支援学校で開設されています。

従来、学校や公民館での開催が多く、共働き世代の増加等による参加者数の伸び悩みが課題の一つでしたが、平成26年度から、岐阜県が積極的に推奨する、学校等に出向くことなく家庭でそれぞれ取組むことができる「在宅取組型」という開催形態を説明会などで周知したことにより、この形態での実施数が増加し、これに伴い参加者数が大きく増加しました。

しかしながら、在宅取組型を除けば、参加者が固定化される傾向にあります。また、在宅取組型を取り入れる学級数の増減により、年間合計参加者数が大きく左右されること、在宅取組型が増加することにより、参加者数は増加するものの、保護者と教職員が課題を共有し、意見交換する機会が減少するなどの課題が顕在化してきています。

今後は、引き続き在宅取組型の普及に努め、より多くの保護者の参加を目指すとともに、開催時間の工夫等により、保護者と教職員が課題を共有し、意見交換をする場を積極的に設けることができるよう各学級に働きかけていきます。さらに、パソコンや携帯端末など各種情報ツールの活用による実施方策や情報共有の仕組みについて検討していきます。

(図表3-3-1)家庭教育学級開催状況

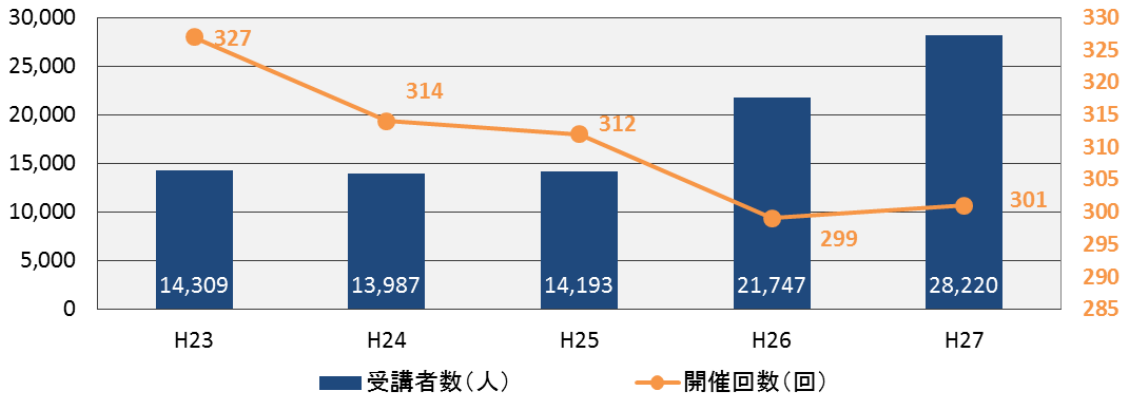

【事務の改善に向けた事務点検評価委員の意見】
○家庭教育学級の更なる充実の方策として、アンケートをとってよりニーズに合う形で次年度運営していく仕組みは評価できる。引き続き、受講者や関係者の声を拾いながら取組みを進めていただきたい。

（基本施策2　子どもの豊かな育ちを創造し、地域の絆をつなぐ学校づくり）

コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、教育委員会が指定した学校に「学校運営協議会」を設置し、委員として任命を受けた保護者や地域住民が、学校長作成の学校運営の基本方針（学校の重点目標や年間の行事計画等）を承認したり、学校運営に関する意見を述べたりすることを通じて、学校の課題解決に参画する制度です。

コミュニティ・スクール導入の効果として、「地域全体で子どもを守り育てようとする意識が高まり、多くの保護者や地域住民が先生役や見守り役として学校の課題解決に協力するようになる」「まつり等の地域活動に参加する児童生徒が増えるなど、以前よりも地域が活性化する」ことが挙げられます。

国において、岐阜市のコミュニティ・スクールに関する取組みが評価され、平成23年度に岐阜小学校、平成24年度に長森南小学校、平成25年度に長良小学校、平成27年度に徹明小学校が優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰を受賞しています。

平成27年度には、全小中学校・特別支援学校を指定し、今後は、学校運営協議会間で成果や課題を共有して、更なる運営改善を進めていきます。

（基本施策3　青少年の意欲向上と心・体相伴う自立の促進）

青少年会館

青少年会館は、青少年の健全育成のためのプログラムと場を提供する施設で、平成27年度末現在で、中央青少年会館（平成26年4月に旧明徳小学校跡地に移転）、北青少年会館、東青少年会館、青山青少年会館、西部福祉会館青少年ルームの5館を設置しています。中央青少年会館は市教育委員会が、それ以外の4館は指定管理者（公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団）が運営しています。

(図表3-3-2)青少年会館利用者数(人)

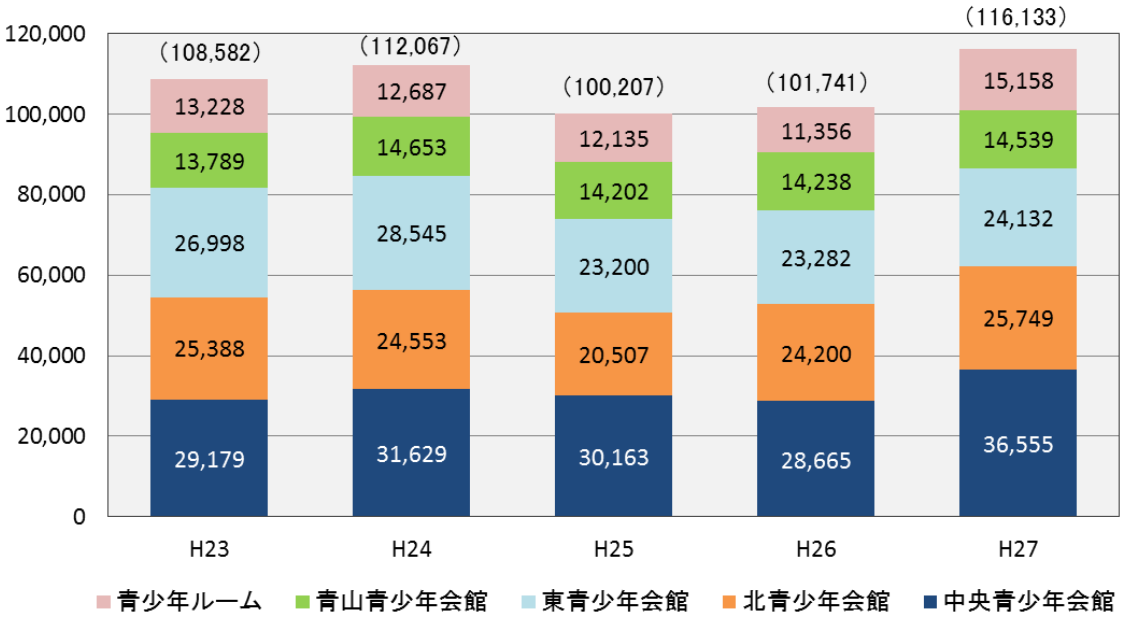

(図表3-3-3)青少年会館利用者数(年齢層別、人)※「少年」…高校生まで、「青年」…35歳まで、「一般」…「少年」「青年」以外

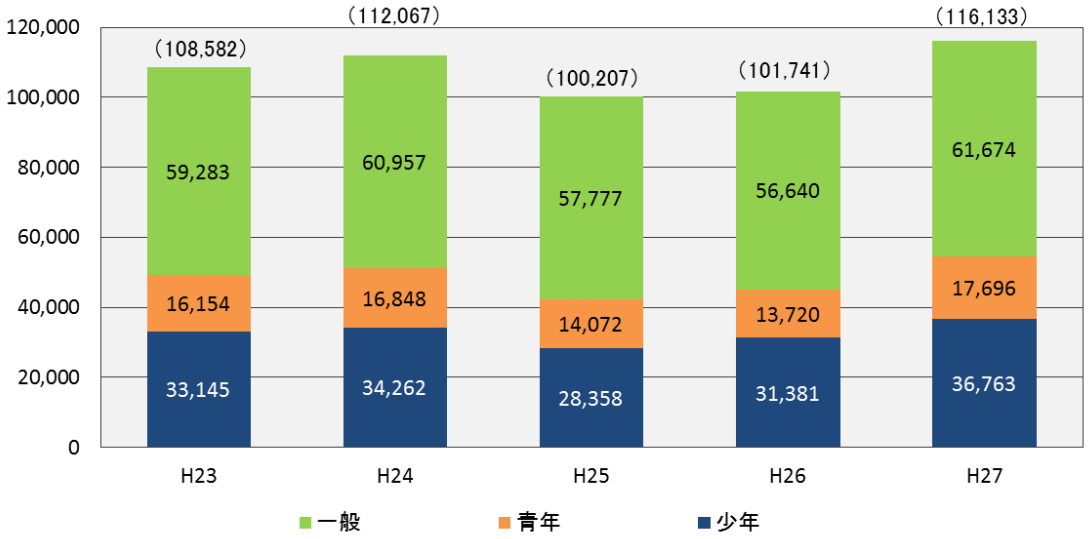

青少年会館の利用者数の増加を目指し、青少年にとって魅力ある講座の開発や、工夫・改善を行っています。地域で活躍するための技能と心構えを学ぶ体験講座や、ふるさと岐阜の自然と文化にふれる講座、グローバルな視点を養う講座、能力の開花・伸長につながる講座、ふるさと岐阜の魅力再発見と活性化に向けたアイデアを仲間とともに創り上げる講座等を開設し、利用者数の増加を図っています。

【平成27年度の青少年講座の具体的内容】

① スキルアップ講座：小学校5年生から高校生が、地域における様々な活動にスタッフとして参加する技術や心構えを身に付ける講座（高齢者・障がいのある方・小さい子どもたちとの交流、救急救命、災害救助、自衛隊・警察官体験）

② グローバルチャレンジ講座: グローバルな視点を養う講座（外国の人とふれあう など）

③ ジャンプアップ講座Ⅰ：小中学生が親子で岐阜市の歴史、文化、自然などにふれ、親子の絆やふるさとへの愛着を深めるための講座（金華山登山、川遊び、田植え、稲刈り）

④ ジャンプアップ講座Ⅱ：少し元気がない若者や保護者に、活動等を通して元気を与える講座

⑤ 青年チャレンジ講座：青年が人(仲間)との関わりの大切さや郷土「岐阜」のよさを学ぶ講座（長良川みちくさゼミ、こよみのよぶね）

⑥ 夏期・冬期講座等：小中学生が充実感や達成感を味わうことのできる場や、集団で活動し、社会性や豊かな人間関係を醸成するための講座（夏期・冬期講座、定期少年講座）や、親子の絆を深めるための講座（親子講座）等

（図表3-3-4）青少年講座受講者数（人）

講座		対象者	H23	H24	H25	H26	**H27**
①	スキルアップ講座 （旧:地域ボランティア講座）	小5～高校生	258	292	130	69	**181**
②	グローバルチャレンジ講座	小3～中学生	－	－	－	－	**78**
③	ジャンプアップ講座Ⅰ	小中学生、保護者	249	125	275	159	**138**
④	ジャンプアップ講座Ⅱ	18～35歳	－	－	40	64	**172**
⑤	青年チャレンジ講座	18～35歳	136	123	63	48	**71**
⑥	指定管理者講座 （夏期・冬期講座） （定期少年講座） （親子講座）	小中学生、保護者	1,664 (1,380) (170) (114)	1,621 (1,183) (258) (180)	1,766 (1,378) (209) (179)	1,778 (1,199) (369) (210)	**2,402** **(1,567)** **(395)** **(440)**
（参考）	少年定期講座（※H27実施なし）	小中学生	134	101	－	－	**－**
（参考）	わくわくドキドキ講座（※H27実施なし）	小5～高校生	－	－	116	53	**－**
計			2,441	2,262	2,390	2,171	**3,042**

このほか、リーダー養成として、地域ボランティアスタッフ（CVS）登録・表彰（中高生のボランティア活動を称える。）、ジュニアリーダークラブ・シニアリーダークラブ支援（中学生から大学生までを子ども会活動等の指導者として養成する。）、教育活動として、「ぎふ探求ネットワーク」事業（市内在住の小中学生を対象として、長良川流域の自然・ひと・文化に触れる宿泊体験学習「長良川ふ

るさと体験キャラバン」と、同行の青年サポーターを対象としたリーダー養成研修を行う。）等を実施しました。

また、増加の一途をたどる、困難を抱える若者への支援の充実に関して、子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”と連携し、「エールぎふネットワーク会議」を開催しました。今後、より一層の支援の充実や、若者の居場所としての機能の充実を図っていきます。

【事務の改善に向けた事務点検評価委員の意見】
○青少年会館の講座も含めて、各部署で行われている事業が横の連携を図り、一体的にPRできるとよい。

少年自然の家

主に小中学生や青少年団体を対象に、自然体験活動と宿泊研修を提供する教育施設です。指定管理者（公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団）が運営しています。

（図表3-3-5）少年自然の家施設稼働状況

	H23	H24	H25	H26	**H27**
施設利用可能日数（日）	294	292	293	294	**295**
施設利用実績日数（日）	272	274	287	289	**290**
施設稼働率（%）	92.5	93.8	98.0	98.3	**98.3**

（図表3-3-6）少年自然の家利用者数（人）

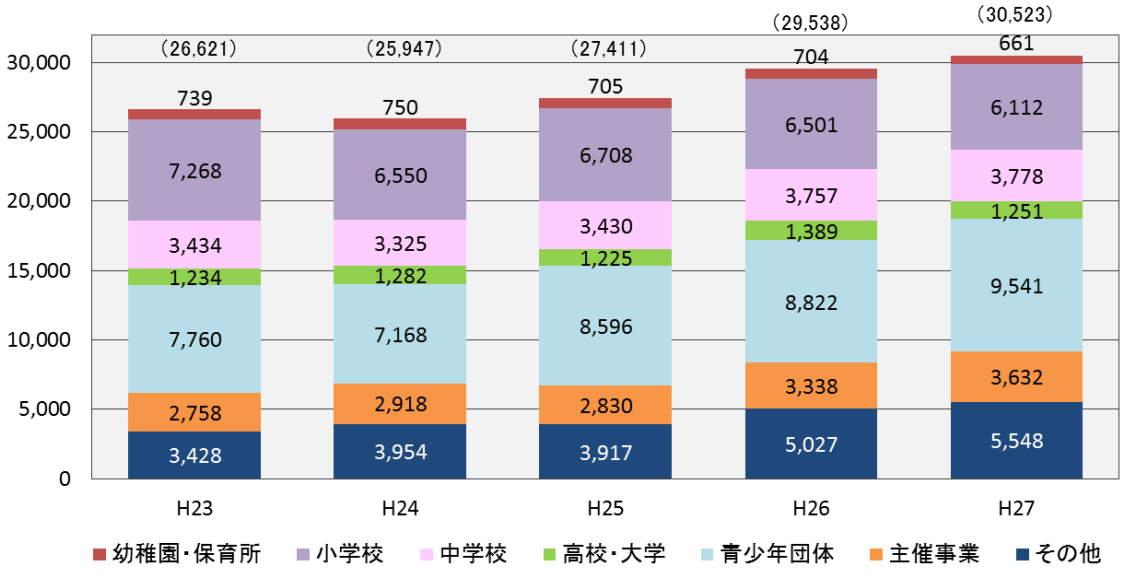

（4）基本的方向性4　「岐阜に生まれて、育って、住んでよかった！」と実感できる生涯学習・スポーツの振興

（基本施策1　質の高い文化、本物に触れる機会の提供）

公民館

平成27年度末現在、50館（市内全地区（旧小学校区））設置しています。

（図表3-4-1）公民館利用者数（人）

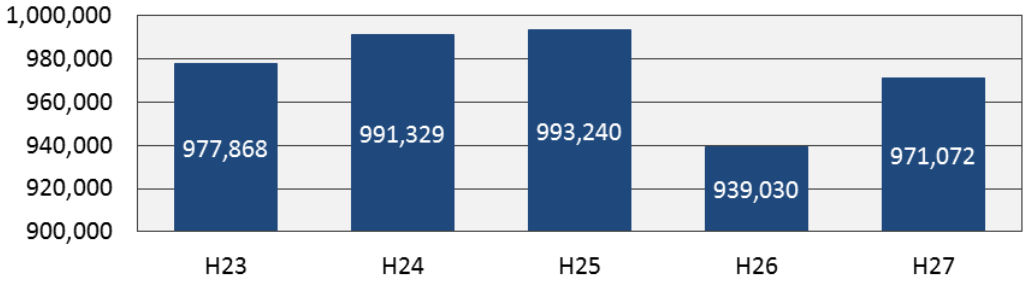

（図表3-4-2）公民館利用者数（団体別・人）

団体名	H23	H24	H25	H26	**H27**
公民館（公民館主催講座等）	60,866	69,272	65,626	60,581	**60,326**
PTA	17,577	17,094	16,296	16,164	**15,566**
婦人会	7,738	7,916	7,515	7,481	**7,097**
家庭教育学級	1,145	2,690	1,834	1,144	**991**
視聴覚クラブ	893	807	961	712	**602**
青少年育成会	31,679	29,365	29,499	26,996	**27,281**
青年団・青年会	351	427	295	427	**378**
子ども会	38,257	39,809	38,514	41,898	**40,026**
少年団体	35,395	33,259	34,774	33,083	**34,323**
体育団体	25,379	30,189	26,052	23,080	**24,556**
クラブ・サークル	515,126	502,301	491,023	472,732	**468,628**
自治会	50,145	57,960	56,974	56,744	**57,987**
自治団体（消防団等）	20,483	22,020	22,873	25,655	**24,037**
議会関係	2,182	1,852	770	2,221	**1,016**
福祉団体（老人クラブ等）	56,557	58,853	66,087	66,026	**71,119**
学校	18,887	16,569	24,158	24,266	**27,806**
行政関係団体	25,685	27,678	29,865	32,438	**36,704**
選挙関係	35,284	46,110	48,318	20,858	**46,480**
その他	34,239	27,158	31,806	26,524	**26,149**
計	977,868	991,329	993,240	939,030	**971,072**

重点事務 **図書館**

平成27年度末現在、中央図書館（本館。H27.7司町に移転し開館）、分館（ハートフルスクエアーG内）、5図書室（長良図書室（長良西公民館内）、東部図書室（東部コミュニティセンター内）、西部図書室（西部コミュニティセンター内）、長森図書室（長森コミュニティセンター内）、柳津図書室（柳津公民館内））を設置しています。

（図表3-4-3）図書館利用者数（人）

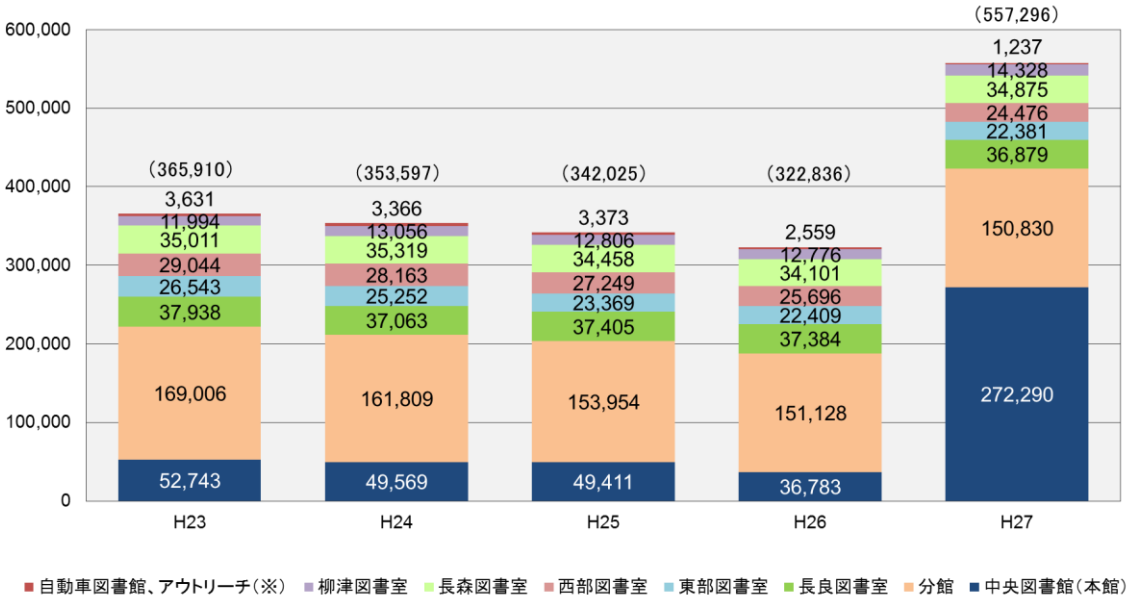

※自動車図書館は平成26年度で終了し、
平成27年度よりアウトリーチ（市内5か所のコミュニティセンターを巡回する移動図書館）を開始

（図表3-4-4）図書館利用者数（一般・児童別、人）

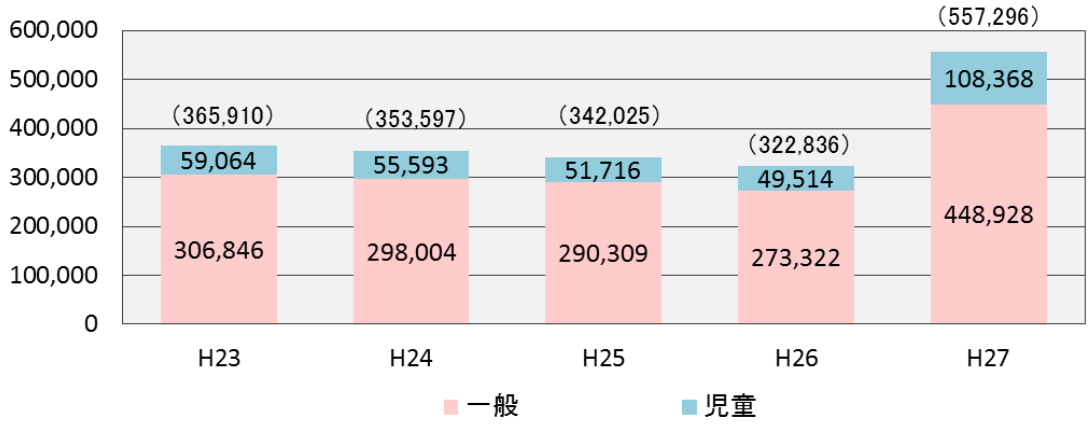

(図表3-4-5)資料貸出数(点)

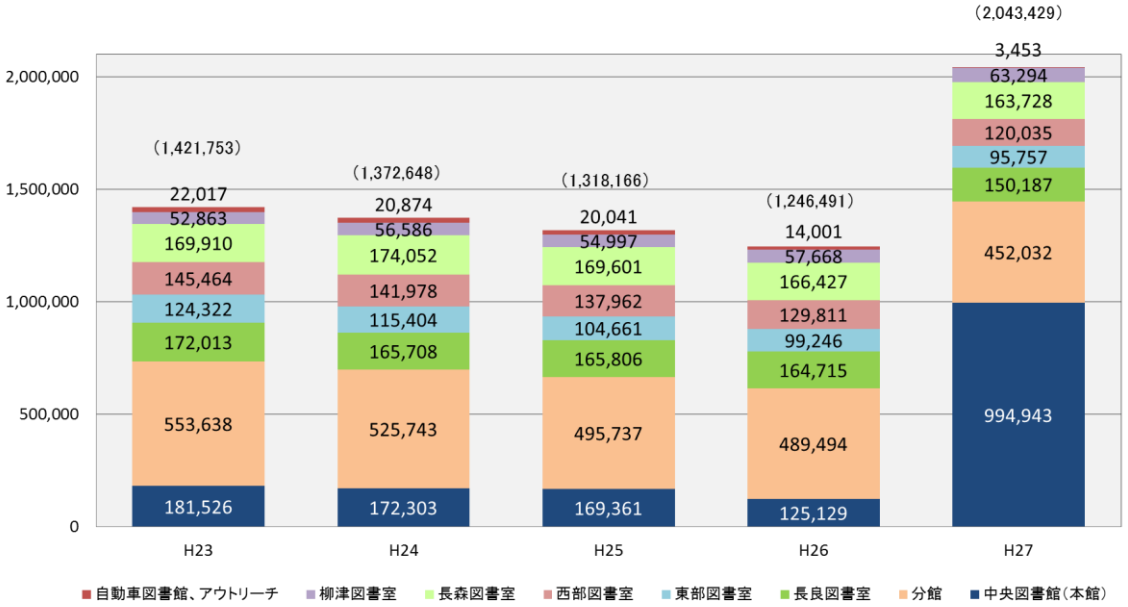

※自動車図書館は平成26年度で終了し、
平成27年度よりアウトリーチ(市内5か所のコミュニティセンターを巡回する移動図書館)を開始

(図表3-4-6)資料貸出数(図書種別、点)

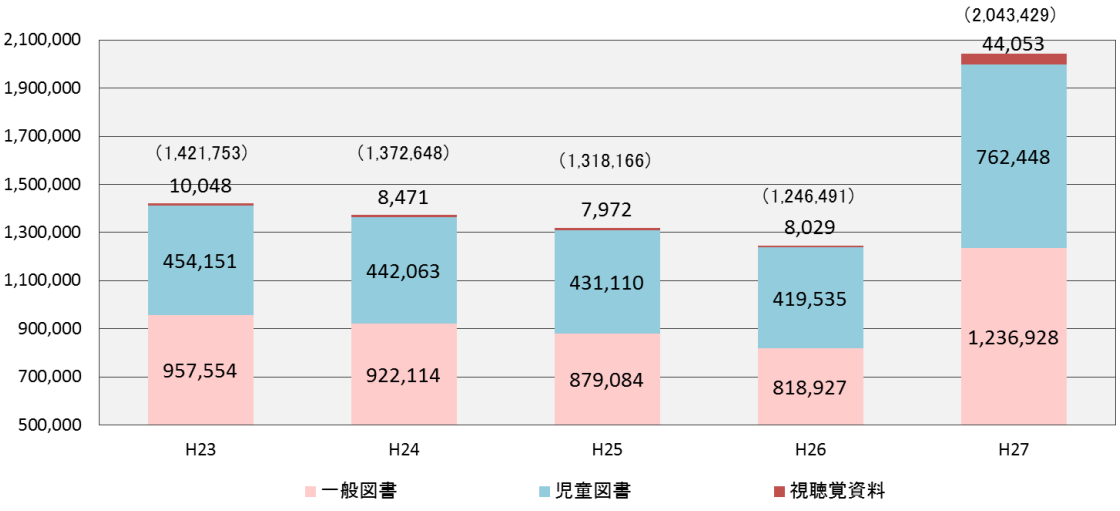

(図表3-4-7)図書館教育活動参加者数(人)

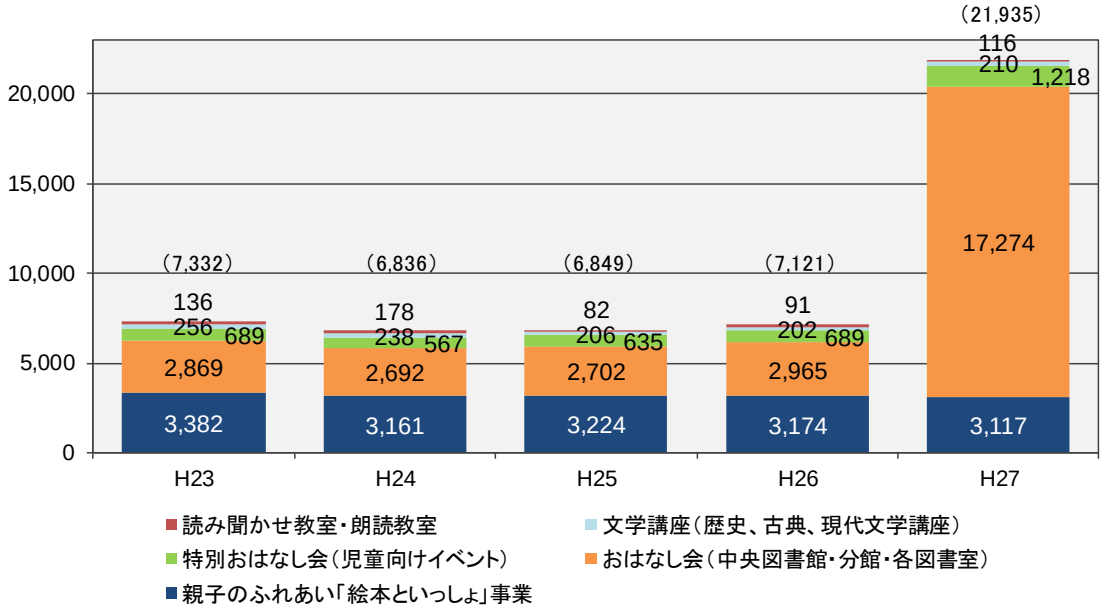

(図表3-4-8)図書館教育活動開催回数(回)

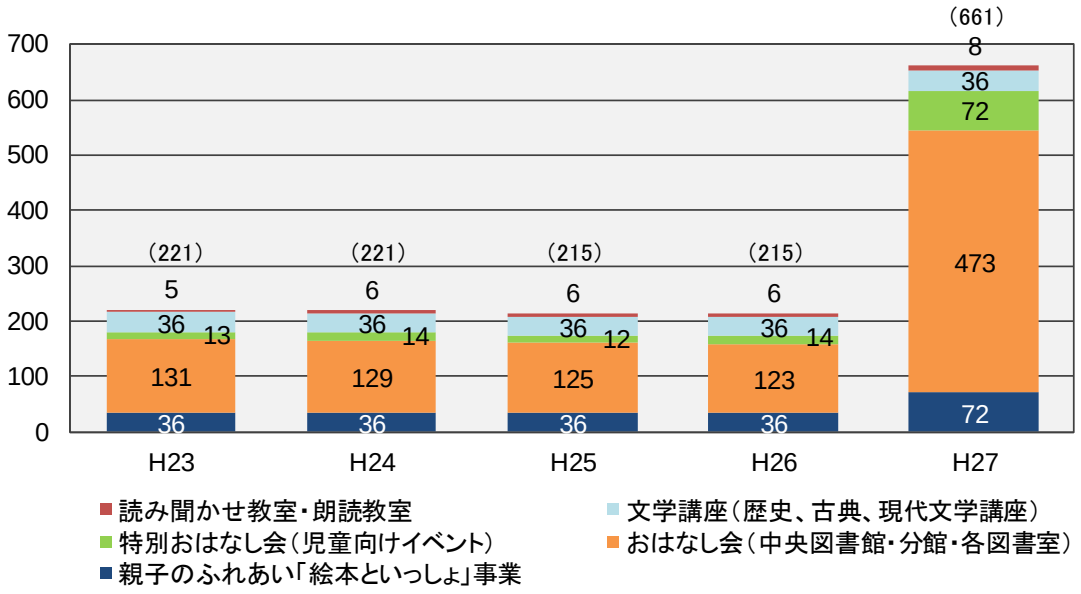

また、学校連携の強化と学校図書館の機能向上を目的として、司書教諭など学校図書館担当者や学校図書整理員を対象に、司書業務研修会を実施しました。学校における児童生徒の調べ学習(例:修学旅行の行き先の事前学習など)の際に、学校図書館担当者と市立図書館司書が相談して図書の貸し出し(団体貸出:100冊/1校)を行うなど、学校連携の強化と学校図書館の機能向上の成果が出ています(平成27年度44校に対し3,481冊)。

【平成27年度司書業務研修会のテーマ】
- 「岐阜市立図書館ってどんなところ？」
- 「学校図書館の環境づくりについて知ろう！」
- 「来年度の学校連携に向けて」

※学校図書館どうしの連携強化を目指して、同時に交流会を実施しています。

多くの市民の皆様に、より充実した図書サービスを提供するため、岐阜大学医学部等跡地を活用して、岐阜市立中央図書館を含む複合施設「みんなの森 ぎふメディアコスモス」が、平成27年7月18日に開館しました。

岐阜市立中央図書館では、順次蔵書の充実を図るとともに（将来目標90万冊）、座席数910席を用意し、様々な情報に触れ、人が集い、ふれあいを楽しむ拠点施設となるよう、取組みを推進しています。

＜中央図書館の事業＞

課題解決型図書館をめざして

▸年間 3 万冊の資料を継続的に購入(蔵書数 開館時 30 万冊→目標 90 万冊へ)

▸図書館業務システム機器の導入
(IC タグ・セルフ貸出機の導入、検索時に本の表紙イメージ表示、ｽﾏﾎに図書情報のﾘﾝｸ)

▸オンラインデータベース導入
(利用者の調査・研究に活用できる有料オンラインデータベースの導入・提供)

滞在型図書館をめざして

▸みんなの森 ぎふメディアコスモス開館イベント、中央図書館開館記念イベントの実施
(作家と子どもたちとのワークショップ、ビブリオバトル等)

▸座席数 910 席(中核市 1 位)を確保し、年間来館者目標 100 万人

図書館ネットワークサービスの構築

▸図書館独自の物流網整備(市内全域の図書館利用者の利便性向上を図るため、返却場所にかかる制限を廃止する。また、市内小中学校及びコミュニティセンター等も併せて巡回。)

▸図書返却等の業務委託(図書返却・資料分類・配架・運搬など職員が所管する業務(窓口業務等)以外について、効率的に行う)

▸コミュニティセンターにおける図書館サービス
(分館・分室及び図書室のない地域における図書館サービスの拡大・充実)

▸学校図書館システム連携
(子どもの読書活動推進のため学校図書館から市立図書館の図書を検索し、貸出を行う)

▸読書ノート(本のお宝帳)配布
(読書の記録を残すことができる読書ノートを市内小学校の児童に配布)

市民が参加し作り育てる図書館をめざして

▸図書館協議会の設置(15 人以内で構成。任期は 2 年。図書館の年次計画、中長期計画の協議、事業についての評価を行う。年 4 回開催)

【目指す姿】
先人の英知や経験の扉を開く施設である図書館は、変化が激しく、見通し難い未来を生き抜く子どもたちにとって必要不可欠な場であり、「教育立市」を掲げる岐阜市の象徴でもあります。滞在型図書館として、楽しさ溢れる読書環境を提供することで多世代から愛され、親しまれながら、蔵書数やソフト面の充実など、進化し続ける図書館を目指しています。

【事務の改善に向けた事務点検評価委員の意見】
○岐阜市のシンボルともなる素晴らしい施設であり、今後も多くの方に利用していただける施設としていただきたい。

重点事務 **科学館**

平成27年度末現在で、1館設置しています。

平成27年度は、特別展「AQUARIUM～アクアリウム～」を開催しましたが、平成26年度に実施した特別展「アリスのふしぎ体験ツアー」に比べて、観覧者は5,390人(11.9%)減の39,878人でした。

また、平成28年度のリニューアルオープンに向けて、サイエンスミュージアム整備事業の推進を図りました。

＜サイエンスミュージアム整備事業＞
開館以来36年が経過し、老朽化した展示装置のリニューアルとサイエンスショーを実演するスーパー理科室設置を2本柱とした、サイエンスミュージアム整備事業の推進を図りました（平成28年5月リニューアルオープン）。
平成26年度は、基本計画・基本設計をプロポーザルにより実施し、平成27年度は、岐阜市科学館展示造作業務委託を発注し、大幅な展示更新を行うため、平成27年12月から臨時休館としました。整備に当たっては、より魅力ある、参加体験型の展示装置の開発に力を入れました。

科学館観覧者数(人)

▶(図表3-4-9)観覧料(無料、有料)別観覧者数(人)

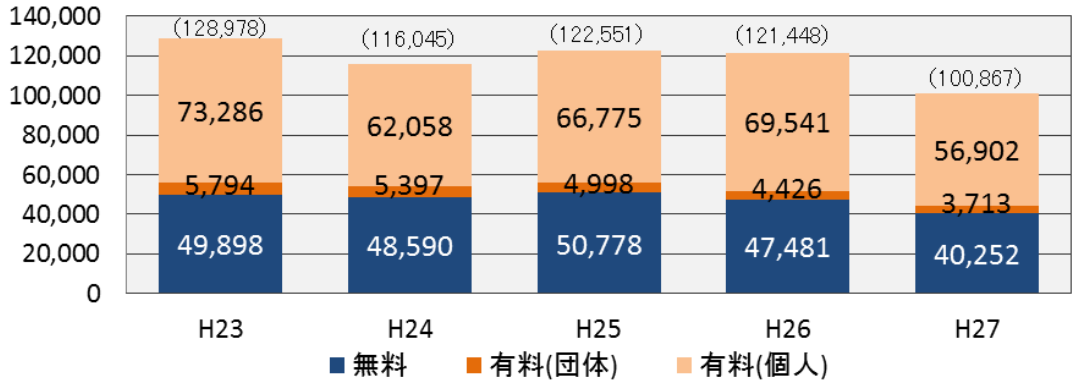

▶(図表3-4-10)年代(中学生以下、一般)別観覧者数(人)

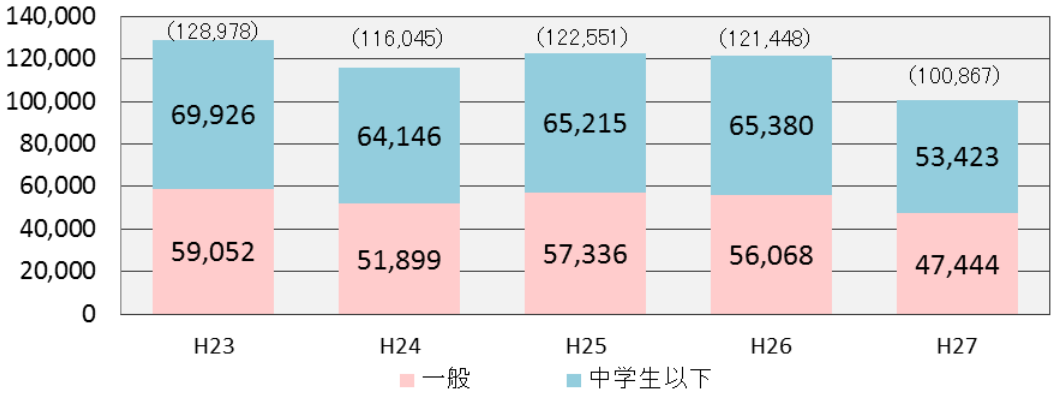

(図表3-4-11)プラネタリウム観覧者数(人)

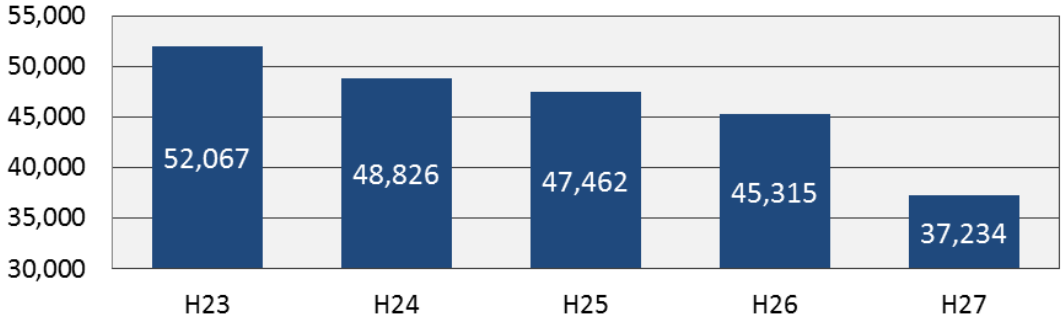

(図表3-4-12)科学館講座等延参加者数(人)

		H23	H24	H25	H26	**H27**
科学講座(申込制)	科学教室	1,676	1,690	1,555	1,328	**1,298**
	夏期サイエンス工房	117	211	205	207	**183**
	サイエンス工房	780	968	1,049	858	**875**
	少年少女発明クラブ	1,373	1,419	1,231	1,373	**1,067**
	ディスカバリークラブ	236	-	-	-	**-**
	ロボカップジュニア岐阜	96	90	72	96	**96**
	ロボカップジュニア岐阜大会	30	30	24	32	**32**
	岐阜科学塾	-	301	522	603	**756**
	大人のためのサイエンス工房※1	33	35	38	47	**43**
	家庭科学講座※1	192	212	194	225	**119**
夏休み科学相談		83	98	100	85	**76**
ぎふサイエンスフェスティバル※2		-	3,000	3,500	3,000	**3,600**
星を見る会※2		1,264	766	836	658	**476**
昼間の星を見る会※2		6,887	5,425	6,191	4,310	**3,783**
ぎふスターウォッチング※2		-	2,208	1,963	1,581	**1,568**
合 計		12,767	16,453	17,480	14,403	**13,972**

主に子どもを対象に事業を行っています。ただし、※1は成人向け、※2は一般に開放して実施しています。

【目指す姿】

人工知能をはじめとする、科学技術が急速に進化する中で、科学教育の中核施設である科学館の充実が、子どもたちの科学に対する興味や関心を高め、ひいては将来の科学技術立国を支える人材の育成につながることを目指しています。

歴史博物館

平成27年度末現在で、歴史博物館、加藤栄三・東一記念美術館、柳津歴史民俗資料室を設置しています。

歴史博物館観覧者数(人)

▶(図表3-4-13)観覧料(無料、有料)別観覧者数(人)

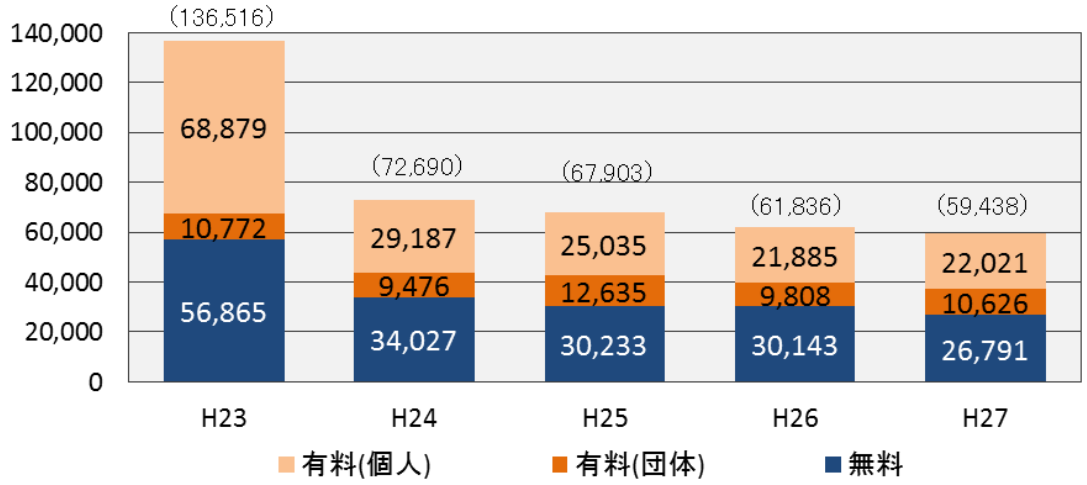

※ 平成23年度観覧者数の増は、「国宝　薬師寺展」開催によるものです。

▶(図表3-4-14)年代(中学生以下、一般)別観覧者数(人)

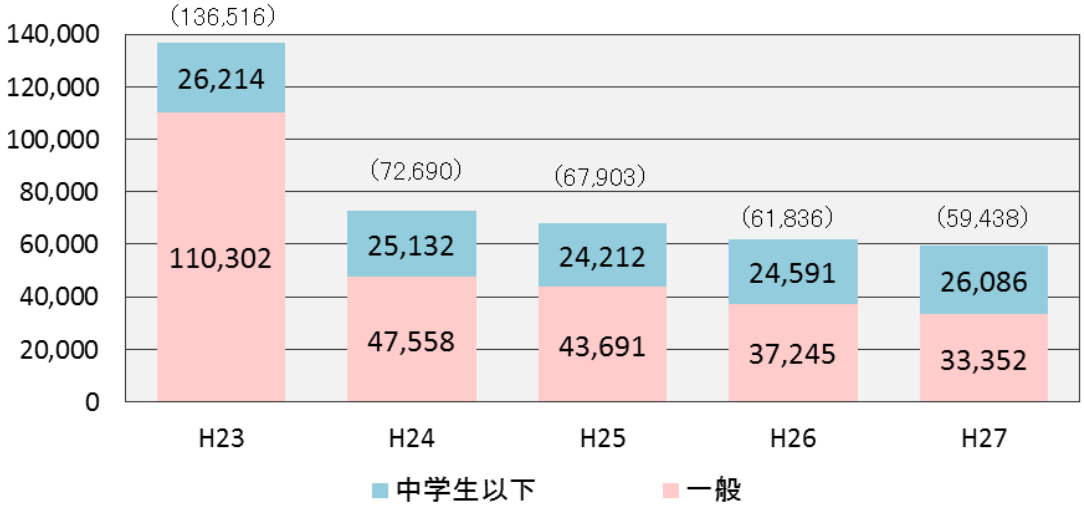

※ 平成23年度観覧者数の増は、「国宝　薬師寺展」開催によるものです。

加藤栄三・東一記念美術館観覧者数(人)

▶(図表3-4-15)観覧料(無料、有料)別観覧者数(人)

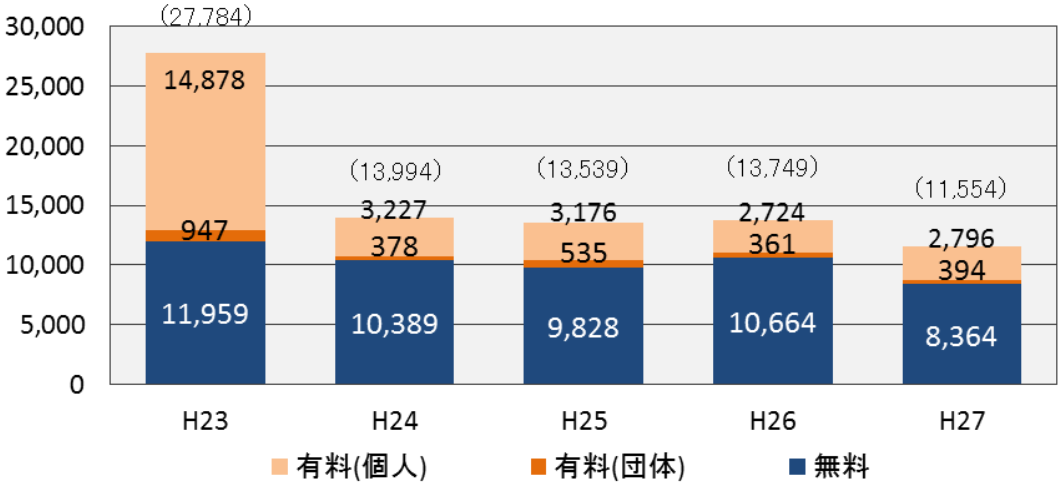

▶(図表3-4-16)年代(中学生以下、一般)別観覧者数(人)

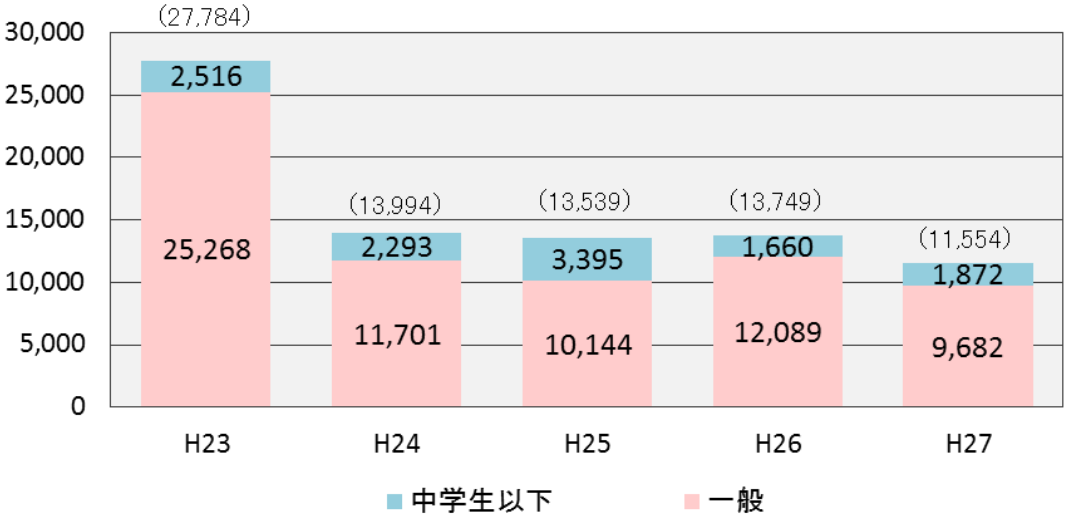

(図表3-4-17)柳津歴史民俗資料室観覧者数(人)

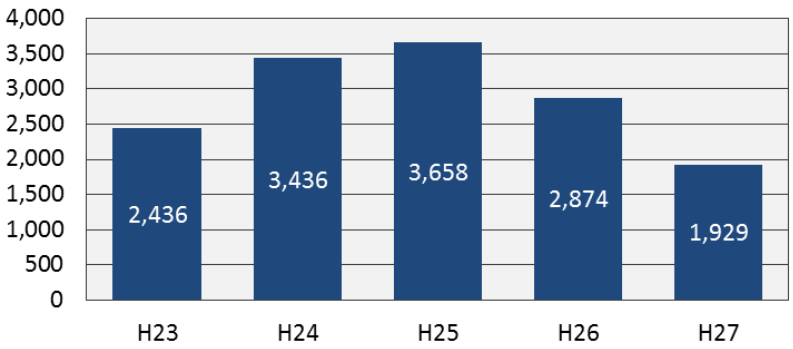

一般、子どもを対象とした講座、講演会、展覧会に伴うイベントなどを開催し、4,122人の参加がありました。

歴史博物館は、岐阜市とその周辺地域の歴史と文化を調査・研究し、その成果を市民に提供するため、隔年で、研究紀要（学芸員の研究論文を掲載したもの）と館蔵品図録（平成27年度は『戦後復興』。所蔵品をテーマごとにまとめたもの）を刊行するほか、歴史博物館が所蔵・管理する資料の閲覧・撮影について、大学の研究者・郷土史家ら外部の研究者の便宜を図っています（平成27年度実績：27件）。また、所蔵・管理する資料のうち、写真については、新聞社・放送局・出版社・雑誌社などに対して、各種媒体への掲載用としての提供も行っています（平成27年度実績：58件）。

また、学校教育との連携については、市内小学校を中心とした出前授業(平成27年度実績：29件)、小学校を対象に講座室や屋内駐車場を使用した体験中心の特別講座(平成27年度実績：61件)、タブレットパソコン等の機器を活用した遠隔授業（平成27年度実績：3件）、中学生の職場体験の受入れ(平成27年度実績：8校)などを実施しました。

【事務の改善に向けた事務点検評価委員の意見】
○観覧者数の推移を見ると、特別展の内容によって大きな変動が見られる。今後、観覧者数の増加が見込める特別展を企画していただきたい。

（基本施策2　郷土に誇りと愛着を持つための伝統・文化の継承と活用）

重点事務　織田信長公居館跡発掘調査

国史跡に指定された岐阜城跡の保存・活用、山麓の信長公居館跡の構造解明を目的とした事業です。信長公居館跡発掘調査では、平成25年度に巨大な岩盤に滝が流れ落ちる大規模な庭園の存在を確認しましたが、平成26年度には対岸で橋の取り付き部が発見され、橋が架かっていたことが明らかになりました。平成27年度には6番目となる庭園を確認するとともに、濃姫の部屋に関する新たな発見がありました。

平成27年4月に日本遺産第1号に認定されたことを受け、リーフレットや観光客向け冊子、岐阜城・信長公居館の再現映像づくりに取り組みました。

【今後の事業展開】
・調査事業　－　信長公居館跡の全体像解明、山上部も含めた遺構の把握、記録作成
・整備事業　－　整備基本計画策定、調査成果に基づく史跡整備
・普及事業　－　日本遺産関連事業、信長学フォーラム、信長塾、信長公＝岐阜市の PR

(図表3-4-18)信長公に係る取組みの実施状況

	H23	H24	H25	H26	**H27**
発掘現場見学会参加者数(人)	150	460	900	220	**900**
発掘案内所見学者数(人)	12,023	11,342	13,974	18,215	**22,061**
信長学フォーラム申込者数(人)	584	1,568	534	610	**661**
信長塾申込者数(人)	304	244	222	274	**305**
発掘調査ホームページアクセス数(件)	9,127	11,625	10,025	10,987	**13,751**

【目指す姿】
地方創生、都市間競争が活発化する中で、岐阜市のまちの骨格を築き、数々の功績を残してきた「織田信長公」に光を当て、歴史を紐解いていくことで、市民自らが誇るべき資源として認識するとともに、市内外にその魅力を広く発信していくことを目指しています。

【事務の改善に向けた事務点検評価委員の意見】
○織田信長公にフォーカスして取組みを進めることはよいが、岐阜市では、斎藤道三公から織田信長公へと連綿と続く歴史があるので、その部分も含めて事業展開していけるとよい。
○織田信長公だけではなく、その当時の人々の暮らしや文化など、サイドストーリーが広がっていくと何度も訪れたいまちになると思う。

長良川鵜飼習俗調査、長良川中流域の文化的景観

長良川鵜飼漁のユネスコ無形文化遺産登録を早期に実現し、長良川鵜飼文化の未来への継承と発展を目的として、長良川中流域の国重要文化的景観選定、長良川鵜飼漁法の国重要無形民俗文化財指定、鵜飼漁を取り巻く諸要素の文化財的価値付け及び文化財指定、市民に対する調査成果の積極的還元を行っています。

平成21年度から平成23年度にかけて、「鵜匠家に伝承する鮎鮨製造技術」「長良川鵜飼観覧船造船技術」「長良川鵜飼観覧船操船技術」を市重要無形民俗文化財に指定しました。それらの文化財的価値付けの成果などが認められ、平成27年3月2日、「長良川の鵜飼漁の技術」として、長良川鵜飼が関市の小瀬鵜飼とともに国の重要無形民俗文化財に指定されました。

この指定を受け、平成27年度に、この長良川鵜飼を世界の宝として未来へとつないでいくためにできることを考えつつ、市民意識の醸成を図っていくことを目的として、「長良川鵜飼未来シンポジウム」を開催しました。

また一方で、鵜飼の舞台となる長良川中流域の文化的景観の価値が認められ、平成26年3月18日、「長良川中流域における岐阜の文化的景観」が、国の重要文化的景観として選定されましたが、

平成27年度は、このような動きを受けて、平成21年3月に策定した「長良川鵜飼戦略プログラム」を、文化的景観、日本遺産との連動や、国内外の最新動向等を踏まえたプログラムへと更新しました。

【今後の事業展開】

長良川鵜飼習俗調査

・「長良川鵜飼戦略プログラム」に基づき長良川の鵜飼の未来への継承とユネスコ無形文化遺産への早期登録を目指していきます。

長良川中流域の文化的景観

・調査の継続　－　追加選定（範囲、重要な構成要素）
・整備計画の策定　－　修理計画やサイン計画などの策定
・整備事業　－　重要な構成要素の修理など
・普及事業　－　「岐阜らしい景観」の情報発信
※子ども向けパンフレットの作成、講演会や市民と行うワークショップなどの開催

【事務の改善に向けた事務点検評価委員の意見】

○鵜飼は岐阜市の重要な資源であり、観覧客を増やすことも必要であるし、市内の子どもたちが鵜飼や長良川を誇りに思うような取組みをしてほしい。
○まずは、大人が鵜飼を知り、子どもたちに語ることができるとよい。
○「長良川鵜飼戦略プログラム」を子どもたちも含めて市民に周知していくべき。
○この取組の一定のゴールを、ユネスコ無形文化遺産への登録としている点は、目指すべき点が明確でわかりやすい。

（基本施策3　健康で豊かな生活を営むためのスポーツの振興）

スポーツイベント

平成27年度も様々なスポーツイベントを行いました。

春は、スポーツ・レクリエーション祭を行い、ソフティバレーをはじめ、12種目の軽スポーツ・レクリエーション競技を実施しました。

また、秋は、ながら川ふれあいの森にて「やまなみジョギング・ウォーキング大会」、岐阜公園にて「健幸エンジョイ・スポーツDAY」として軽スポーツ体験コーナーとノルディックウォーキング教室を実施しました。

(図表3-4-19)スポーツイベント参加者数(人)

イベント名	H23	H24	H25	H26	**H27**
高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン	9,025	9,520	10,820	11,458	**11,446**
岐阜市スポーツ・レクリエーション祭	1,785	2,461	2,423	2,172	**2,129**
市民総合体育大会	15,073	15,246	14,556	15,173	**14,986**
国際インラインスケート岐阜長良川大会	148	297	263	244	**240**
ゴールデンスポーツターム やまなみジョギング・ウォーキング大会	146	207	268	298	**269**
ぎふ新春マラソン	985	1,128	1,136	1,207	**1,061**
岐阜市健幸エンジョイ・スポーツDAY	－	－	1,200	1,300	**1,100**
合計	27,162	28,859	30,666	31,852	**31,231**

【事務の改善に向けた事務点検評価委員の意見】
○参加者の声を反映しながら、継続して実施されるとよい。

学校体育施設

市民の身近なスポーツ拠点として、学校体育施設を夜間や休日に開放しています。利用状況に地域差があり、利用者数が飽和状態に達した施設がある一方で、減少傾向の施設もあります。円滑な開放事業運営に向けて、今後、自治会に利用を案内する方法等を検討しています。

学校体育施設開放利用状況

▶(図表3-4-20)学校体育施設開放利用者数(人)

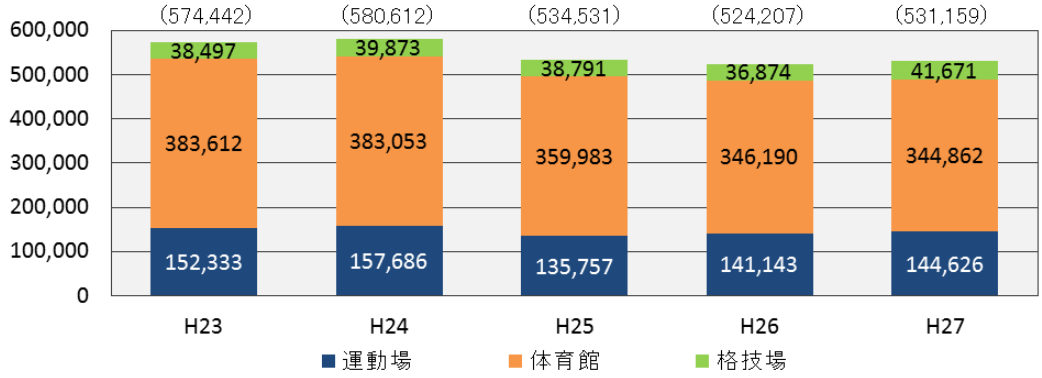

※ テニスコートの利用者数、箇所数は運動場に含みます。

▶(図表3-4-21)学校体育施設開放箇所数(箇所)

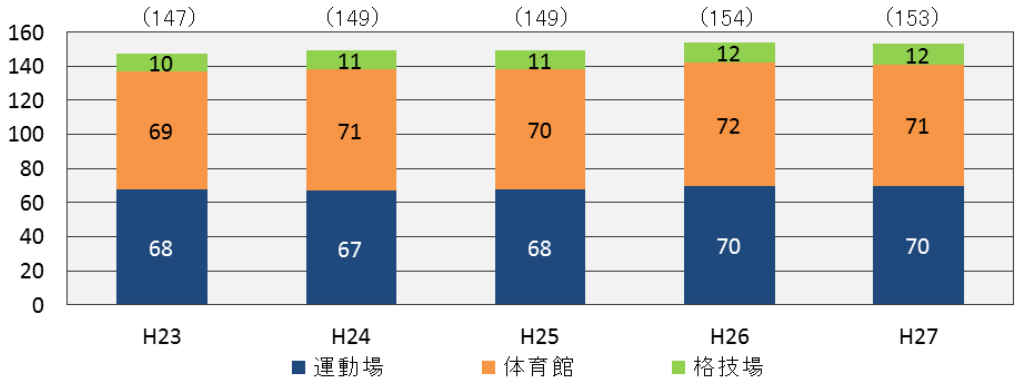

※ テニスコートの利用者数、箇所数は運動場に含みます。

スポーツ施設

平成27年度末現在、体育館10館、プール3か所、野球場11か所、ソフトボール場6か所、サッカー兼ラグビー場9か所、運動場10か所、テニスコート16か所及び、スポーツ交流センター1か所を設置しています。うち、体育館9館、プール3か所、運動場1か所は指定管理者(うち体育館は公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団。うち運動場は岐南町)が運営しています。

施設の利用に関しては、貸切・個人・定期使用の開放事業と、スポーツ教室・トレーニング指導・相談・施設利用デーの普及事業を実施し、インターネットによる公共施設予約システムを利用して施設の申し込みを受け付け、便宜を図っています。

なお、平成28年2月2日にオープンしたスポーツ交流センターは、交流サロン、会議室、ストレッチルームやトレーニングルームなど、スポーツ等を通して市民の交流、健康増進や心身の健全な発達を図るための機能を備えた施設です。FC岐阜も練習の拠点として活用しています。
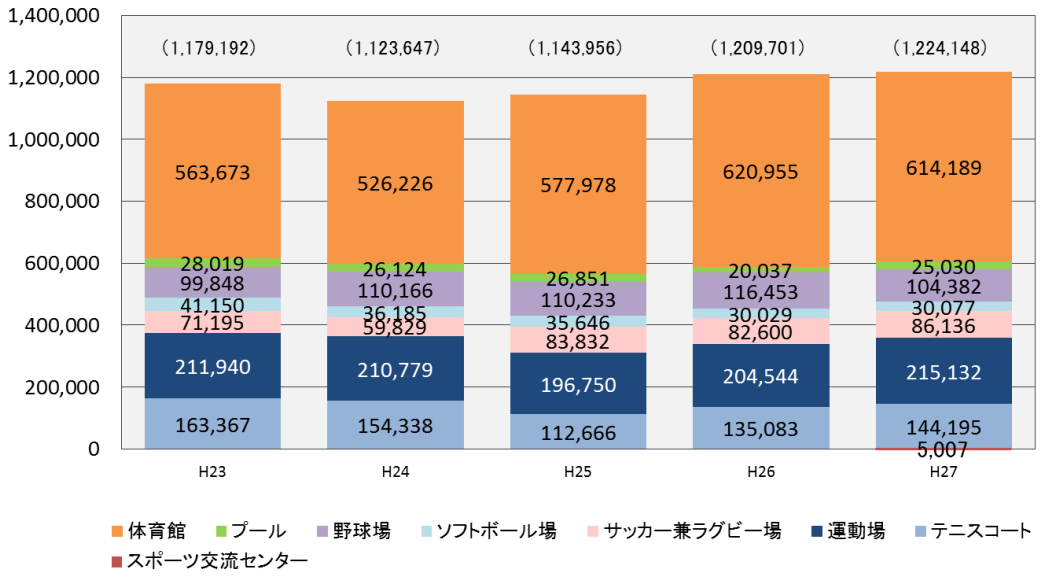
(図表3-4-22)スポーツ施設利用者数(人)